

# 長野県保安林関係事務取扱要領

令和5年10月

長野県林務部

## 長野県保安林関係事務取扱要領 目次

第1 総則	1
第1条 趣旨	1
第2 保安林の指定	1
第2条 指定申請書の提出部数	1
第3条 指定申請書の補正・却下	1
第4条 指定に係る調査等	1
第5条 保安林予定森林の告示等	2
第6条 指定の告示等	3
第7条 指定に係る地目の変更	3
第8条 意見の聴取	3
第3 保安林の解除	4
第9条 事前相談	4
第10条 解除申請書の補正・却下	4
第11条 解除に係る調査等	6
第12条 森林審議会への諮問	6
第13条 解除予定保安林の告示等	6
第14条 代替施設の設置等の確認	6
第15条 代替施設の設置等の変更	7
第16条 解除の告示等	7
第17条 兼種保安林の解除	8
第18条 解除地番の分筆	8
第19条 解除に係る地目の変更	8
第4 保安林の指定施業要件の変更	8
第20条 指定施業要件に係る調査等	8
第21条 指定施業要件変更予定保安林の告示等	8
第22条 指定施業要件の変更の通知	9
第5 保安林における制限	9
第23条 皆伐面積の公表	9
第24条 伐採許可申請の処理	9
第25条 送電線下の伐採の取扱い	10
第26条 伐採届出の処理	10
第27条 択伐及び間伐の届出の処理	10
第28条 作業許可申請の処理	11
第29条 変更手続き	12

第30条	恒久的な施設の取扱い	12
第31条	緊急作業行為の届出の処理	12
第32条	許可を要しない場合の届出の処理	12
第33条	植栽の義務	12
第34条	定期報告	13
第6章	監督処分	14
第35条	違反行為に対する指導	14
第36条	監督処分	14
第37条	達書等の交付	14
第38条	告発	15
第39条	代執行	15
第7章	標識の設置	15
第40条	標識の設置の時期	15
第41条	標識の設置地点	15
第42条	標識の維持管理	15
第8章	保安林の台帳	15
第43条	調整の時期	15
第44条	台帳の訂正	15
第45条	管理図の調製	16
第46条	台帳の閲覧	16
第9章	特定保安林	16
第47条	特定保安林の指定の通知	16
第48条	要整備森林に係る通知等	16
第49条	要整備森林に係る勧告	17
第10章	保安施設地区	17
第50条	保安施設地区予定地等の告示等	17
第51条	保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等	17
第52条	保安施設地区における制限	17
第53条	保安施設地区における標識の設置	18
第54条	保安施設地区台帳	18
第11章	その他	18
第55条	損失補償	18
第56条	独立行政法人森林総合研究所に係る事務	18
別表1	(第10条第2項関係)	20
別表2	(第28条第2項関係)	21

別表 3 (第 24 条第 2 項、第 25 条 2、第 26 条 2 項、第 27 条 2 項關係)	・ ・	2 3
別紙 1 (第 25 条第 1 項關係)	・ ・ ・ ・ ・	2 4
別紙 2 (第 29 条關係)	・ ・ ・ ・ ・	2 5

# 長野県保安林関係事務取扱要領

最終改正 令和5年8月25日

## 第1 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、長野県森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号。以下「細則」という。）及び長野県保安林関係事務取扱要綱（平成16年3月26日付け15森第753号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、保安林の事務処理及び管理等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 保安林の指定

(指定申請書の提出部数)

第2条 地域振興局長（以下「局長」という。）は、指定に係る申請書等の提出部数は、規則第48条第1項の規定にかかわらず、農林水産大臣（以下「大臣」という。）権限に係るものは3部、知事権限に係るものは2部提出するよう申請者を指導するものとする。ただし、市町村長が申請者である場合には、規則第48条第1項の規定による申請書に替えて保安林指定依頼書を1部提出すれば足りるものとする。（様式1）

(指定申請書の補正・却下)

第3条 局長は、保安林の指定申請があったときには、当該申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、法第27条第3項のただし書の規定により却下するものとする。

(様式1の2)

(指定に係る調査等)

第4条 局長は保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断し林務部長以下（「部長」という。）へ副申するものとする。

(1) 指定調書（様式4）

(2) 指定調査地図（指定面積、指定区域の形状等の制約から表示が困難である場合は、適宜の縮尺による詳細図も併せて添付する。）

(3) 位置図

(4) その他必要な書類

2 局長は保安林に指定しようとする区域が1筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図を作成し、又は調査地図に地形地物を表示し、後日において現地を明瞭に確

認できるようにしておくものとする。

(保安林予定森林の告示等)

第5条 法第30条又は第30条の2の規定に基づき、知事が当該森林の所在する市町村長（以下「関係市町村長」という。）へ依頼して行う掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

2 法第30条又は第30条の2の規定に基づき、知事が行う森林所有者等への通知（以下「指定予定通知」という。）には、指定施業要件に係る次の事項を含めるものとする。

(1) 立木の伐採の方法

(2) 立木の伐採の限度

(3) 植栽の方法

(4) その他必要な事項

3 知事は保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、法第30条又は第30条の2の規定による通知書に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

4 知事は指定の申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときにおいて、当該変更が法第30条又は第30条の2の規定による告示がなされている場合にあつては、当該告示の訂正を行うものとする。

5 知事は指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、指定予定通知には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

6 知事は現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における指定予定通知には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。

7 知事は保安林の指定の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨とその理由及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議申立てをすることができる旨を記載した書面を送付して通知するものとする。（様式2）

8 部長は前第2項の指定予定通知がなされるときは、当該森林を所管する局長に対しても、その内容を通知するものとする。

9 知事は法第30条の規定による告示を行ったときは、当該告示の写しを添えて林野庁長官（以下「長官」という。）へ報告するものとする。

10 知事は保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

(指定の告示等)

第6条 知事は法第30条の2第1項の規定による告示の日から40日を経過（法第32条第1項の規定による意見書の提出を受けたときは、その意見を聴した後）したときは、法第33条第6項の規定による告示を行うものとする。

2 知事は法第33条第3項（同条第6項において準用する場合も含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては、あらかじめ当該保安林の指定に係る森林所有者が指定予定通知をした森林所有者と同一であるかどうかを確認し、森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とする。

3 知事は指定通知の内容が指定予定通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。

4 知事は指定に係る森林が1筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りではない。

5 知事は指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、前第5条第5項及び第6項を準用するものとする。

6 知事は通知の相手方が知れないとき又はその所在が不分明なときは、その通知の内容及びその内容を該各市町村の事務所へ掲示する旨を県報に登載するとともに、その掲示を該各市町村長に依頼するものとする。

この場合においては、掲示を始めた日から14日を経過した日にその通知は相手方に到達したものとみなす。

7 部長は前第2項の指定通知がなされるときは、前第5条第8項を準用するものとする。

(指定に係る地目の変更)

第7条 知事は法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の告示がなされたときは、当該保安林の指定地を管轄する法務局に対し、保安林への地目変更を依頼するものとする。

(意見の聴取)

第8条 局長は法第32条第1項の規定に基づき大臣あてに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたもの、規則第51条に規定する提出部数が不足するもの及び同条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないもの、その他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。また、法第32条第1項の規定に基づき知事あてに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法なものであるときは、これを却下するものとする。なお、当該却下は意見書提出者に対し

理由を付した書面を送付してするものとする。(様式3)

- 2 知事は法第 32 条第 3 項に基づき行う意見の聴取の期日等の公示は、長野県報に登載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示し、意見書提出者及び局長に対しても通知するものとする。
- 3 前項の通知書には、法第 32 条第 3 項に規定された事項のほか、次の事項を記載するものとする。
  - (1) 意見聴取会の開始時期
  - (2) 意見書提出者が自ら意見聴取会に出席できない事情がある等代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人 1 人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨
  - (3) 陳述の時間を制限する必要があるときは、1 人の意見書提出者の陳述予定時間
  - (4) 意見聴取会当日には、当該通知書を持参すべき旨
- 4 法第 32 条第 2 項(法第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。)の規定により知事が行う意見の聴取は、細則第 4 条の 12 の規定するところによる。
- 5 知事は細則第 4 条の 1 2 第 1 項の規定により議長を指名する場合は、意見の聴取を行う前日までに指名書を交付して行うものとする。

### 第 3 保安林の解除

(事前相談)

第 9 条 局長は地方公共団体の長又は解除に直接の利害関係を有する者から、保安林を解除しようとする面積が次の規模以上である旨の相談を受けたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、事前相談書を作成し部長へ報告するものとする。(様式 8～10)

- (1) 法第 26 条第 1 項の規定によるもの 1ヘクタール
- (2) 法第 26 条第 2 項の規定によるもの 5ヘクタール

2 知事は前項の事前相談に係る案件が、大臣権限であるものについては、長官へ報告するものとする。

(解除申請書の補正・却下)

第 10 条 局長は解除に係る申請書等の提出部数については、前第 2 条を準用するものとする。

- 2 局長は前項の申請書には、別表 1 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。
- 3 申請書に添付する転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置されている施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とし、局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく、申請



者に補正を求めるものとする。

- (1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称
- (2) 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）
- (3) 事業の用に供するため当該保安林を選定した事由
- (4) 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況
- (5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- (6) 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- (7) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在
- (8) その他参考となるべき事項

4 申請書に添付する代替施設の設置に関する計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とし、局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく申請者にその補正を求めるものとする。

なお、申請者が転用に伴って当該保安林の機能が失われまいとして代替施設の設置に関する計画書を添付しない場合において、審査の結果当該書類を添付する必要があると認めるときは、遅滞なくその提出を求めて補正させるものとする。

- (1) 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
- (2) 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
- (3) 代替施設の設置に要する経費の項目（土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- (4) 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
- (5) その他参考となるべき事項

5 事業等及び代替施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を必要とする場合の添付書類は、次によるものとし、局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく、申請者にその補正を求めるものとする。

- (1) 行政庁の許認可に係る申請の状況を記載した書類は、次のとおりとする。
  - ア 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
  - イ まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(2) 許認可があったことを確認する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。

6 局長は、前第2項から第5項までに掲げるもののほか、その申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちに補正を求め、補正することができないものであるときは、法第27条第3項ただし書の規定により却下するものとする。  
(解除に係る調査等)

第11条 局長が行う保安林の解除に係る調査等については、前第4条を準用するものとする。この場合において「指定」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。(様式5)

(森林審議会への諮問)

第12条 知事は次のいずれかに該当する解除については、長野県森林審議会保全部会(以下「保全部会」という。)に諮問するものとする。

(1) 転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体以外の者により行われる場合であって、転用に係る面積が1ヘクタール以上のもの

(2) 転用目的、態様等から国土保全に相当の影響を及ぼすと認められるもの。

2 知事は前項に該当する解除が他法令等による許可又は認可を必要とする場合には当該許認可が行われる見込みとなったときに、保全部会へ当該解除を諮問するものとする。

3 保全部会の審議は細則第15条の2の規定するところによる。

4 知事は保全部会へ諮問した解除案件が大臣権限のものである場合は、法第27条第3項の意見書に同保全部会から受けた答申書の写しを添付するものとする。

(解除予定保安林の告示等)

第13条 知事が行う解除予定保安林の告示等については、前第5条(第2項、第5項及び第6項を除く。)を準用するものとする。この場合において「指定予定通知」とあるのは「解除予定通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

2 知事は他法令に基づく許認可を必要とする解除については、所要の許認可がなされ又はなされることが確実となったときに法第30条の2の規定による告示を行うものとする。

(代替施設の設置等の確認)

第14条 局長は、以下の転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条又は第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に、事業者に対して代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行なうものとする。

また、法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示をした内容を変更する場合には、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対して代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

- (1) 法第 26 条第 1 項及び第 26 条の 2 第 1 項の規定による解除
  - (2) 法第 26 条第 2 項及び第 26 条の 2 第 2 項の規定による解除であって政令第 2 条の 3 に規定する規模を超え、かつ、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当しないもの。
- 2 局長は前項の確認を行ったときは、遅滞なく部長へ報告するものとする。(様式 11)
- 3 知事は前項の確認に係る解除が大臣権限であるものについては、遅滞なく長官へ報告するものとする。

(代替施設の設置等の変更)

第 15 条 局長は代替施設の設置等についての変更の申請があった場合には、次により取り扱うものとする。

- (1) 代替施設の設置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画（解除予定保安林の代替施設計画）と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。
- (2) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容が軽微な変更（法第 29 条の規定による予定通知の変更が伴わない内容の変更）である場合は部長へ協議し、指示を待って措置するものとする。(様式 12)
- (3) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更（法第 29 条の予定通知の変更）を伴うものは認めないものとする。ただし、当該変更が区域の変更であって、変更しなければ事業の目的が達成できないと認められるものについては、あらかじめ、法第 29 条の規定による予定通知の変更手続きを行う前に部長に協議し、指示を待って措置するものとする。(様式 12)

(4) 代替施設の設置等につき確認報告を要するものについて(1)による代替施設の変更を行った場合には、確認報告書に変更理由及び当初計画と変更計画の対比表並びに変更した関係書面等を添付するものとする。(様式 13)

2 部長は前項第 2 号又は第 3 号の規定による協議を受けた解除が大臣権限であるものについては、林野庁治山課へ協議し、指示を待って措置するものとする。

(解除の告示等)

第 16 条 知事が行う転用を目的とする解除に係る法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定による解除の告示は、前第 14 条の確認を了した後に行うものとする。

2 知事が行う法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に

基づく森林所有者等への保安林の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、前第6条（第5項を除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「解除予定通知」と、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

（兼種保安林の解除）

第17条 知事は解除しようとする保安林が法第25条第1項第1号から第3号に規定する保安林と兼種である場合は、次のとおり取扱うものとする。

（1）法第30条の2の規定による告示は、大臣から当該兼種に係る保安林の法第29条に規定する解除予定保安林の通知がなされた後に行うものとする。

（2）法第33条第6項の規定による告示は、大臣から当該兼種に係る保安林の同条第1項に規定する解除の通知がなされた後に行うものとする。

（解除地番の分筆）

第18条 局長は保安林の指定の解除に係る地番の分筆は、できるだけ申請前か解除が確定した後に行うよう申請者を指導するものとし、確定後に分筆がなされたときは遅滞なく報告するよう併せて指導するものとする。

2 局長は申請者から前項の報告を受けたときは、関係書類を添えて遅滞なく部長に報告するものとする。（様式14）

（解除に係る地目の変更）

第19条 知事は法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の告示がなされたとき及び前第18条第2項の報告を受けて地目の変更を行うときは、前第7条を準用するものとする。この場合において「指定地」とあるのは「解除地」と、「保安林へ」とあるのは「保安林以外へ」と読み替えるものとする。

#### 第4 保安林の指定施業要件の変更

（指定施業要件の変更に係る調査等）

第20条 局長が行う保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、前第4条を準用するものとする。この場合において「指定」とあるのは「指定施業要件の変更」と読み替えるものとする。ただし、（3）位置図については、伐採方法を変更するもの以外は省略できるものとする。（様式4、様式7、別紙7）

（指定施業要件変更予定保安林の告示等）

第21条 知事が行う法第33条の3において準用する第30条及び第30条の2の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、前第5条（第5項及び第6項を除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「指定施業要件変更予定通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

(指定施業要件の変更の通知)

第 22 条 知事が行う法第 33 条の 3 において準用する第 33 条第 3 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知 (以下「指定施業要件変更通知」という。) については、前第 6 条 (第 5 項を除く。) を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「指定施業要件変更予定通知」と、「指定通知」とあるのは「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

## 第 5 保安林における制限

(皆伐面積の公表)

第 23 条 知事は政令第 4 条の 2 第 3 項の規定による公表は、長野県報に登載して行うものとする。

2 部長は前項の公表がなされたときは、局長に対してもその内容を通知するものとする。

(伐採許可申請の処理)

第 24 条 局長が行う法第 34 条第 1 項の規定による許可 (以下「伐採許可」という。) の申請書は、規則第 59 条 1 項の規定にかかわらず、1 部提出すれば足りるものとする。(様式 15)

2 局長は前項の申請書には、別表 3 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。

3 局長は前項の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を書面をもって求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 16、17)

4 局長は政令第 4 条の 2 第 5 項の規定により、許可又は不許可の通知は書面をもって行うものとし、不許可の通知には、不許可の理由及び行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 4 条の規定に基づき、異議申立をすることができる旨を付記するものとする。(様式 18、19)

5 局長は許可申請に係る立木の伐採行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を許可の通知書に付記するものとする。

6 局長は伐採許可をしたときは、当該許可地の所在する市町村長にその内容を通知するとともに、局長が行う巡視への協力を依頼するものとする。(様式 20)

7 局長は伐採許可を受けた者から要綱第 17 条の規定による申請があったときは、必

要に応じて現地を調査し、やむを得ないと認められる場合には、年度を超えない 60 日以内の範囲内において承認し、その旨を申請者に対し通知するものとする。(様式 21)

8 局長は伐採許可を受けた者が伐採を実施しなかった場合には、伐採不実行の届出をするよう、許可を受けた者に対し指導するものとする。(様式 22)

9 局長は伐採の許可に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度ごとに立木に係る伐採整理簿を調製するものとする。(様式 23～26)

(送電線下の伐採の取扱い)

第 25 条 局長は保安林内において送電線下の伐採を行う旨の申し出があったときは、当該林分が 3 年以内に「電気設備の技術基準の解釈」に基づく離隔距離に達すると認められる場合に限り、規則第 60 条第 1 項第 9 号の規定を適用し取扱うものとする。

(別紙 1)

2 局長は前項の届出には別表 3 に掲げる書類を添付するよう届出者を指導するものとする。

(伐採届出の処理)

第 26 条 局長は法第 34 条第 8 項又は第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 27～30)

2 局長は前項の届出には、別表 3 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。

3 局長は伐採許可の条件として付した期間が経過したとき(立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。)は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出又は通知がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出又は通知をするよう勧告するものとする。(様式 16、27、31、32、33)

4 局長は前項の確認をしたときは、法第 34 条第 10 項の規定により関係市町村長へその旨を通知するものとする。ただし、当該伐採が法第 11 条第 4 項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第 12 条第 3 項において準用する第 11 条第 4 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。(様式 34)

5 局長は択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

(択伐及び間伐の届出の処理)

第 27 条 局長は法第 34 条の 2 第 1 項及び同第 34 条の 3 第 1 項の規定による届出があったときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い、届出書に記載された

伐採の計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認められる場合は、届出者に対しその計画を変更すべき旨を命じるものとする。(様式 35～38)

- 2 局長は前項の届出には、別表 3 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。
- 3 局長は前項の届出を受理したときには、前第 24 条第 6 項及び第 9 項の規定を準用するものとする。
- 4 局長は第 1 項の届出をした者が伐採をしなかった場合には、前第 24 条第 8 項の規定を準用するものとする。
- 5 局長は前項の届出書に記載された伐採の期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い、届出に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。(様式 16)
- 6 局長が行う法第 34 条の 2 第 4 項及び同第 34 条の 3 第 2 項の規定による関係市町村長への通知は、前第 26 条第 3 項を準用するものとする。
- 7 局長は択伐による立木の伐採がなされた場合には、前第 26 条第 4 項の規定を準用するものとする。

(作業許可申請の処理)

第 28 条 局長が行う法第 34 条第 2 項の規定による許可（以下「作業許可」という。）の申請書は、規則第 61 条の規定にかかわらず、1 部提出すれば足りるものとする。  
(様式 39)

- 2 局長は前項の申請書には、別表 2 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。
- 3 局長は作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちに書面をもってその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 41、42)
- 4 局長は申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合において、要綱第 19 条第 2 項に規定する伐採の届出がなされていない場合には、申請者に対し届出をするよう勧告するものとする。(様式 43～46)
- 5 局長が行う作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は前第 24 条第 4 項の規定を準用するものとする。
- 6 局長は許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について、他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、前第 24 条第 5 項を準用するものとする。
- 7 局長は作業許可をしたときは、前第 24 条第 6 項の規定を準用するものとする。
- 8 局長は法第 34 条第 6 項の規定により付した条件に基づき、許可を受けた者から完了届けがあったときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い

許可に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。(様式 41)

(変更手続き)

第 29 条 局長は作業許可をした内容又は期間に変更が生じた場合には、別紙 2 のフロー図により取扱うものとする。

(恒久的な施設の取扱い)

第 30 条 局長は施設が恒久的なもの(林道等の道路施設、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)で、作業許可を行うことが相当と認められたものは、指定施業要件の如何にかかわらず、当該施設の使用が終わるまでの期間は、5 年以内を単位とした期間をもって作業許可の更新がなされたものと見なし、その後の更新の手続きを省略することとする。

2 局長は前項の取扱いを行うために施設が恒久的なものに対して作業許可を行った場合は、保安林台帳に次の内容を記載し、経緯、許可後の管理者を明確にしておくものとする。

(1) 実行年度

(2) 所在地(字、地番)

(3) 種類(「土地の形質変更」と記入)

(4) 行為の方法(施設名、施設の規模・構造、許可面積を記入)

(5) 期間(始期は「許可年月日」、終期は「使用終了まで」と記入)

(6) 備考(当該施設の管理者住所氏名を記入)

(緊急作業行為の届出の処理)

第 31 条 局長は法第 34 条第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 31、30)

(許可を要しない場合の届出の処理)

第 32 条 局長は規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定による届出があったときは、前第 26 条第 1 項を準用するものとする。(様式 43、44)

2 局長は規則第 63 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による届出があったときは、前第 31 条の規定を準用するものとする。(様式 49、50)

(植栽の義務)

第 33 条 局長は指定施業要件として、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後すみやかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうか調査するものとする。

(様式 51)

2 局長は規則第 72 条の規定による認定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。(様式 52)



- (1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第 33 条の 2 第 1 項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときは、その変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定するものとする。
- (2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。
- (3) 実地調査等の結果により、立木を伐採した後において、現在指定されている植栽に関する指定施業要件によらなくても、当該伐採跡地について、植栽以外の方法によりの確な更新が期待できると認められる合理的な理由がある場合。

(定期報告)

第 34 条 局長は次の表の左欄に掲げる報告書をそれぞれの期日における取扱状況についてとりまとめ、それぞれの期日の属する月の翌月の 10 日までに部長に報告するものとする。ただし、保安林内立木皆伐面積等報告書のうち、1 月末現在のものについては 1 月 15 日現在における取扱状況を同月 18 日までに報告するものとする。

2 前項の報告書は該当しない場合もその旨報告するものとする。

報告書の名称	期 日	報告期限	様 式
保安林内立木皆伐許可面積報告書	3 月、7 月、10 月の各月の末日、1 月 15 日	翌月の 10 日、1 月 18 日	様式 53
保安林(保安施設地区)内立木伐採許可等事務実施状況表	3 月末日	4 月 10 日	様式 54
保安林(保安施設地区)内作業許可事務実施状況表	同 上	同 上	様式 55 様式 55 の 2
保安林(保安施設地区)内緊急立木伐採等届出事務実施状況表	同 上	同 上	様式 56
保安林(保安施設地区)内違反行為及び是正措置事務実施状況表	同 上	同 上	様式 57
特定保安林指定年度別総括表	同 上	同 上	様式 57 の 2
保安林指定・解除に係る森林地理情報システム（森林 GIS）更新報告表	同 上	同 上	様式 57 の 3

## 第6 監督処分

(違反行為に対する指導)

第35条 局長は保安林内において違反行為を発見したときは、現地調査を行うとともに違反行為者(行為の指示者がある場合は指示者も含む。以下「行為者等」という。)に対し、行為の中止を口頭のみでなく、相手方の意志が確認できる書面(指示票等)により指示するものとする。(様式58)

2 局長は前項の場合において、現地の状況から判断して、災害発生の危険性が高いと認められるときは、応急防災措置の実施についても指示するものとする。

3 局長は第1項の現地調査及び行為者からの事情聴取の結果をもとに、違反行為の内容、行為者等に指示した内容、今後の措置について保安林内違反行為調書を作成するものとする。(様式59)

4 局長は行為者等に対し、文書により違反行為の内容を十分了知させ厳重に注意するとともに、始末書(又は顛末書)及び復旧措置計画書を提出させるものとする。(様式60)

5 局長は前項の計画書の内容が当該保安林の指定目的に即して適切な措置が講じられるものであるかについて審査し、適切な措置が講じられているものでない場合は必要な補正を求めるものとする。

6 局長は前2項の計画書の内容が適切なものと認められたときは、行為者等に対し文書をもって速やかに着手するよう指示するとともに、完了した場合には完了届を提出させ、完了確認を行うものとする。(様式61、62)

7 局長は前項の完了確認の結果、手直しが必要な場合は文書により手直しを指示し、その完了を確認するものとする。(様式63)

8 局長は行為者等から提出された始末書(又は顛末書)の内容等により行為者等に反省の意志が認められ、かつ局長の指示に従い復旧が認められた場合において、行為者等が引き続き保安林内での行為の継続を希望したときは、通常とるべき手続きを行わせたうえで、行為の継続を認めることとする。

(監督処分)

第36条 局長は行為者等が前第35条の指導に従わない場合、若しくは緊急に是正を要すると判断されるときは、速やかに法第38条の規定により必要な監督処分を行うものとする。ただし、違反行為の内容が法第198条、第202条及び第206条第1項第4号に抵触するものである場合は、速やかに部長に報告し、その処分を委ねるものとする。(様式64、65)

(達書等の交付)

第37条 局長は行為者等に対し、前第35条の規定による指導文書又は前第36条の規定による監督処分に係る達書を交付するときは、配達証明郵便により送付するものとする。

(告発)

第 38 条 知事は前第 36 条の報告を受けたときは、速やかに刑事訴訟法第 241 条の規定により、書面をもって検察官又は司法警察員に告発するものとする。(様式 66)

(代執行)

第 39 条 知事は行為者等が法第 38 条の規定による監督処分に従わない場合で、かつその不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法第 2 条の規定により代執行を行うものとする。

## 第 7 標識の設置

(標識の設置の時期)

第 40 条 局長が行う標識の設置は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされた日又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

(標識の設置地点)

第 41 条 標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すために必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第 42 条 局長は設置した標識が損壊されないよう監視し、損壊等により設置した標識の効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じるものとし、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

## 第 8 保安林台帳

(調製の時期)

第 43 条 知事及び局長が行う保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされたとき又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに遅滞なく行うものとする。(様式 67)

(台帳の訂正)

第 44 条 局長は保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。

- 2 知事及び局長は記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。

- 3 知事及び局長は保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとし、当該保安林の全てが解除されたときは、当該台帳を閉鎖するものとする。
- 4 知事及び局長は指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第 33 条の 3 において準用する法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

（管理図等の調製）

第 45 条 知事及び局長は法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により告示がなされたとき又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときは遅滞なく保安林管理図及び保安林位置図の調製を行うものとする。また、局長は森林地理情報システム（森林 GIS）の保安林情報を更新するものとする。

（台帳の閲覧）

第 46 条 知事又は局長は法第 39 条の 2 第 2 項の規定により、保安林台帳の閲覧を求められたときは、所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除き、その他の記載事項については開示するものとする。ただし、森林所有者（権利者）本人から閲覧を求められた場合は、本人に係る所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除くことを要しないものとし、当該保安林の管轄市町村長から閲覧を求められた場合は、所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除くことを要しないものとする。

- 2 閲覧は、閲覧者が様式に必要事項を記載し、知事又は局長へ申請して行うものとする。（様式 68）

## 第 9 特定保安林

（特定保安林の指定の通知）

第 47 条 知事は法第 39 条の 3 第 4 項の規定による公表がなされたときは、当該特定保安林の所在する市町村長へ通知するものとする。（様式 69）

- 2 部長は前項の通知がなされるときは、前第 5 条第 8 項を準用するものとする。（様式 70）

（要整備森林に係る通知等）

第 48 条 知事は法第 39 条の 4 第 1 項の規定により定められた要整備森林の内容について、森林所有者等へ通知するものとする。（様式 71）

- 2 部長は前項の通知がなされるときは、前第 47 条第 2 項を準用するものとする。（様式 72）
- 3 局長は前 2 項の要整備森林における施業が適切に行われるよう、森林所有者等を指

導するものとする。

(要整備森林に係る勧告)

第 49 条 局長は前条の要整備森林において、適切な施業が行われないか又は行われる見込みがないと認められる場合は、施業が行えない特段の理由が認められない限り法第 39 条の 5 第 1 項の規定により、森林所有者等へ施業の実施を勧告するものとする。  
(様式 73)

2 局長は前項の勧告を受けた者が、これに従わないか又は従う見込みがないと認められた場合は、法第 39 条の 5 第 2 項の規定による権利移転等の勧告を行うものとする。ただし、権利移転等に関し協議を行うべき相手方を指定できない場合については、同項の勧告を省略できるものとする。(様式 74)

## 第 10 保安施設地区

(保安施設地区予定地等の告示等)

第 50 条 知事が行う法第 44 条において準用する法第 30 条の規定に基づく告示に掲載する保安施設地区予定地又は指定施業要件変更予定保安施設地区(以下「保安施設地区予定地等」という。)の所在場所は、原則として、標柱番号及びそれぞれの標柱が設置された土地の地番により表示するものとする。

2 知事が行う法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の通知には、当該指定に係る区域を明示した図面を添付するものとする。

3 知事が行う(又は依頼する。)法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の告示、掲示及び通知については、前第 5 条(第 5 項から第 7 項を除く。)を準用するものとする。

(保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等)

第 51 条 知事が行う法第 44 条において準用する第 33 条第 1 項の規定に基づく保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更(以下「保安施設地区の指定等」という。)の告示については、前第 50 条第 1 項を準用するものとする。

2 知事が行う保安施設地区の指定等の通知には、当該指定等に係る区域を明示した図面を添付するものとする。ただし、当該指定等に係る区域が保安施設地区予定地等の区域と同一である場合は、土地所有者の異動があった場合を除き、図面の添付を省略することができるものとする。

3 知事が行う保安施設地区の指定等の通知については、前第 6 条第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

(保安施設地区における制限)

第 52 条 局長は法第 44 条において準用する法第 34 条、第 34 条の 2 及び第 34 条の 3 の規定による基づく保安施設地区における制限については、「第 5 保安林における制限」を準用するものとする。

(保安施設地区における標識の設置)

第 53 条 局長が行う法第 44 条において準用する法第 39 条第 1 項の規定に基づく保安施設地区における標識の設置については、「第 7 標識の設置」を準用するものとする。

(保安施設地区台帳)

第 54 条 知事及び局長が調製する法第 46 条の 2 第 1 項の規定する保安施設地区台帳は、地区ごとに調整するものとし、その保管及び調整については、「第 8 保安林台帳」を準用するものとする。

## 第 11 その他

(損失補償)

第 55 条 法第 35 条及び政令第 5 条の規定により長野県が行う損失の補償については、「長野県保安林損失補償事務実施要領」(平成 14 年 12 月 10 日付け 14 森第 533 号)の規定により取扱うものとする。

(独立行政法人森林総合研究所に係る事務)

第 56 条 知事は独立行政法人森林総合研究所から分収造林契約の対象地について、確認申請があったときは、保安林台帳等で「独立行政法人森林総合研究所の締結する分収造林契約の対象地について」(昭和 36 年 8 月 2 日付け 36 林野政第 2246 号)の 1 に適合するかどうかを確認し、その旨を回答するものとする。(様式 75、76)

2 部長は前項の回答がなされるときは、前第 5 条第 8 項を準用するものとする。(様式 77)

附則

この要領は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

(別表1)(要領第10条第2項関係)

保安林解除申請書類の編纂順序

編纂 順序	法第26条第1項 (指定理由の消滅)		法第26条第2項 (公益上の理由)	
	知事が申請するもの	知事以外の者が申請するもの	知事が申請するもの	知事以外の者が申請するもの
1	保安林解除申請進達書※	保安林解除申請進達書※	保安林解除申請書※	保安林解除申請進達書※
2	保安林解除調書	知事の意見書※	保安林解除調書	知事の意見書※
3	分筆経過書	保安林解除調書	分筆経過書	保安林解除調書
4	添付 図面	保安林解除位置図	添付 図面	保安林解除位置図
5		保安林解除調査地図		保安林解除調査地図
6	市町村長の意見書・同意書	添付 図面 保安林解除調査地図	市町村長の意見書・同意書	添付 図面 保安林解除調査地図
7	直接利害関係者の同意書	市町村長の意見書・同意書	直接利害関係者の同意書	市町村長の意見書・同意書
8	位置図	直接利害関係者の同意書	位置図	直接利害関係者の同意書
9	保安林解除図	位置図	保安林解除図	位置図
10	保安林解除申請書	保安林解除図	事業計画図兼代替施設配置図	保安林解除図
11	顛末書及び経過整理表	保安林解除申請書	写真	保安林解除申請書
12	事業計画図兼代替施設配置図	事業計画図兼代替施設配置図	事業計画書	事業計画図兼代替施設配置図
13	写真	写真	代替施設計画書	写真
14	許認可証書の写し等	事業計画書	許認可証書の写し等	事業計画書
15	法人登記簿又は団体の代表者の 氏名、住所、組織運営に関する 書類	代替施設計画書	登記事項証明書	代替施設計画書
16	登記事項証明書	許認可証書の写し等	推定流出土砂量計算書	許認可証書の写し等
17	代替保安林指定申請書	法人登記簿又は団体の代表者の 氏名、住所、組織運営に関する 書類	排水施設流量計算書	登記事項証明書
18	排水系統図	登記事項証明書	土量計算書	推定流出土砂量計算書
19	傾斜区分図	資金計画書	縦横断図 (標準図のみの添付も可)	排水施設流量計算書
20	推定流出土砂量計算書	預金残高証明書		土量計算書
21	排水施設流量計算書	融資予定証明書		縦横断図 (標準図のみの添付も可)
22	安定計算書	事業決議書		
23	土量計算書	営業・決算報告書		
24	事業計画に関する実施設計書	代替保安林指定申請書		
25	縦横断図 (標準図のみの添付も可)	排水系統図		
26	事業計画に関する実施設計書	傾斜区分図		
27	代替施設計画に関する実施設計書	推定流出土砂量計算書		
28		排水施設流量計算書		
29		安定計算書		
30		土量計算書		
31		縦横断図 (標準図のみの添付も可)		
32		事業計画に関する実施設計書		
32		代替施設計画に関する実施設計書		

<注意事項>

- ※印の書類は、森林づくり推進課で作成するものとする。
- 法第26条第2項による解除であっても、申請者が国又は地方公共団体以外の者であり、必要と認められる場合については、法第26条第1項に係る申請書類を添付するよう指導するものとする。



## 保安林(保安施設地区)内作業許可申請書類一覧表

編纂 順序	申請書類	行為の区分			備考
		A	B	C	
1	申請書	○	○	○	
2	作業内容書	○	○	○	別添(様式40)記載例による。
3	位置図	○	○	○	縮尺1:25,000又は1:50,000程度の図面
4	森林計画図	○	○	○	作業範囲(面積)又は道路線形(延長)を記載する。
5	事業計画平面図	○	×	×	縮尺1:200~1,000程度の図面
6	現況写真	○	○	○	全景又は近景写真
7	許可を受けようとする者の証明書	○	○	○	許可を受けようとする者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、 <b>法人である場合には</b> 当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、 <b>法人でない団体である場合には</b> 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、 <b>個人の場合には</b> その住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
8	他法令等の申請状況を記載した書類	△	△	△	立木の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)を添付。
9	森林の土地の登記簿証明書	○	○	○	申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
10	森林を伐採する権限を有すること証する書類	△	△	△	許可を受けようとする者が申請の対象地となる森林の土地の所有者でない場合に添付。(土地使用承諾書を含む)
11	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	△	△	△	以下のいずれかに該当する場合添付不要 ・隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合 ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合 ・申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合
12	面積計算図	○	△	×	
13	縦横断面図	○	×	×	
14	標準横断図	○	○	×	ケースBの作業路は概ね50メートルに1横断とし、地形の変化点や構造物の設置箇所は必要に応じ追加する。
15	定規図	○	×	×	
16	構造図	○	△	×	ケースBは建築物又は工作物を設置する場合に必要
17	土量計算書	○	×	×	
18	その他必要と認める書類	△	△	△	

○:添付を要するもの、×:添付を要しないもの、△:必要な場合のみ添付するもの

(要領第28条第2項関係)(別表2)

行為の区分

区分	許可基準(別表)	行 為 の 内 容
ケース A	1の(1)	・林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。) ・森林の施業・管理の用に供する作業道
	1の(2)	・森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
	2	・森林の保健機能の増進に資する施設
	3	・森林の有する保安機能を維持・代替する施設
	4の(1)の②	・送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台 ・保安林解除に伴うもの
ケース B	1の(1)	・森林の施業管理の用に供する作業路 ・同作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等
	4の(1)の①	・施設の幅が1メートル未満の線的な施設
	4の(1)の②	・標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計 その他これに類する施設
	4の(2)	・一時的な変更行為
ケース C		・立竹の伐採及び立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉、若しくは落枝の採取 ・樹根の採掘

## 立木伐採許可申請書等添付一覧表

伐 採 の 内 容	
伐採許可(皆伐) 伐採許可(天然林の択伐)	森林法第34条第1項 要領第24条
伐採届出(人工林の択伐)	森林法第34条の2 要領第27条第1項
伐採届出(送電線下、緊急等)	森林法施行規則第60条第2項、第66条 要領第25条、26条
間伐届出	森林法第34条の3 要領第27条第1項

編纂順序	申請書類	添付要否	備考
1	位置図	○	1:50,000を標準とする。 国土地理院発行の地形図やこれに順ずる図面(保安林位置図等)とし、伐採位置やランドマーク(市町村役場等)が確認できる範囲で任意縮尺とすることができる。
2	森林計画図	○	1:5,000を標準とする。 伐採箇所の森林計画図上の位置が確認できる範囲で任意縮尺とすることができる。
3	伐採面積根拠図	△	森林計画図の施業班と伐採範囲が一致しており、森林簿から確認できる場合は添付を省略できる。 三斜図、プランメーター等、計測値を客観的に確認できるものとする。
4	現況写真	○	林況(樹種等)が把握できるもの。 送電線(特別高圧線)下の伐採の場合は、送電線との位置関係が確認できるもの。 面積、樹種に応じて必要な枚数とする。
5	許可を受けようとする者の証明書	○	別表2編纂順序7の備考に準じる。
6	他法令等の申請状況を記載した書類	△	別表2編纂順序8の備考に準じる。
7	森林の土地の登記簿証明書	○	別表2編纂順序9の備考に準じる。
8	森林を伐採する権限を有すること証する書類	△	許可を受けようとする者が申請の対象地となる森林の土地の所有者でない場合に添付。(同意した年月日、森林所有者名、伐採に係る森林の所在場所、伐採に同意する旨が記載され、森林所有者の押印又は署名のある同意書を含む。)
9	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	△	別表2編纂順序11の備考に準じる。
10	送電線との離隔距離説明資料	△	送電線(特別高圧線)下の維持管理のため伐採する場合に添付。3年以内に離隔距離に達することを確認できる資料とする。
11	プロット調査表	△	林況が森林簿で確認できる場合は添付を要しない。
12	その他必要と認める書類	△	案件により必要と認められる書類。

○:添付を要するもの、△:必要な場合のみ添付するもの

(別紙1)(要領第25条第2項関係)

## 電気設備の技術基準の解釈(抜粋)

### 【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】

#### 第103条

使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、103-1表に規定する値以上であること。ただし、ケーブルを使用する使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線を植物に接触しないように施設する場合は、この限りでない。

103-1表

使用電圧の区分	離隔距離
35,000Vを超え60,000V以下	2m
60,000V超過	(2+c)m

(備考) c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値(小数点以下を切り上げる。)に0.12を乗じたもの

### 【35,000V以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】

#### 第106条

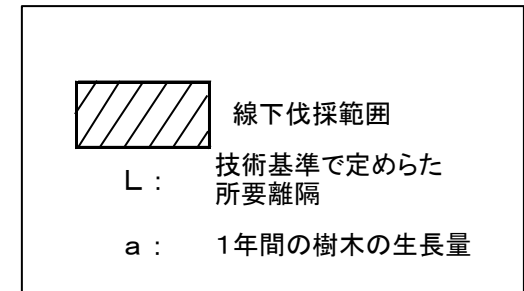
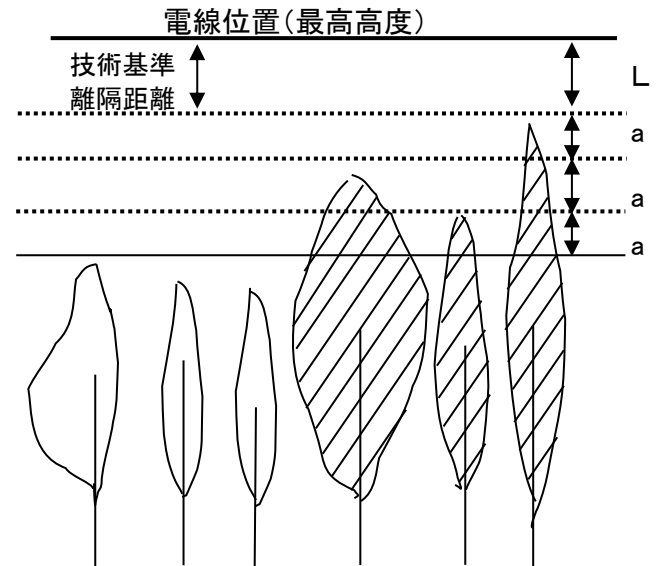
使用電圧が35,000V以下の特別高圧架空電線(以下この条において「特別高圧架空電線」という。)が、建造物と接近又は交差して施設される場合は、次の各号によること。

1~5 中略

6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5表によること。ただし、特別高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020(2016)「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の「2. 技術的規定」に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。

106-5表

特別高圧架空電線の種類	離隔距離
特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと
高圧絶縁電線	0.5m以上
その他	2m以上



## 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012(2013)「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(抜粋)

### 2. 7 35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離

使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、2-7表に規定する値以上であること。

2-7表

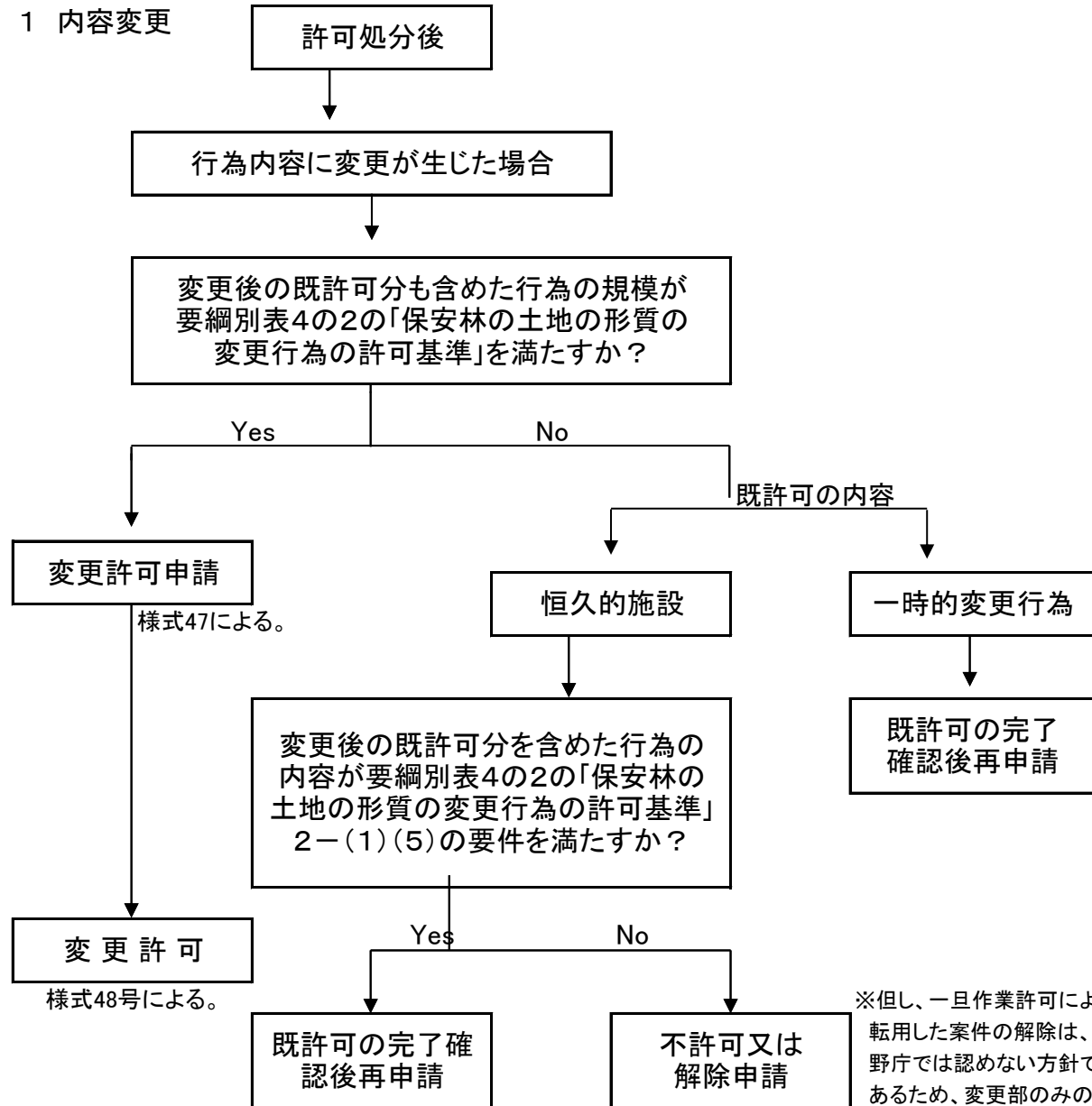
使用電圧の区分	離隔距離
170,000V 超過	(3.32+d)m

dは、使用電圧と170,000Vの差を10,000Vで除した値(小数点以下を切り上げる。)に0.06を乗じたもの

(要領第29条関係)(別紙2)

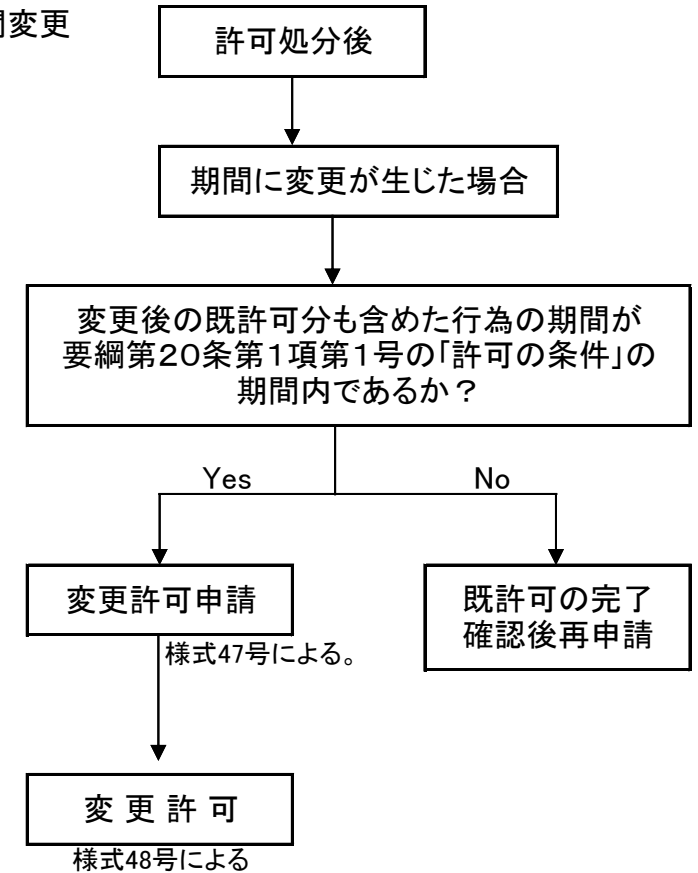
## 保安林(保安施設地区)内作業許可変更手続きフロー

### 1 内容変更



※但し、一旦作業許可により  
転用した案件の解除は、林  
野庁では認めない方針で  
あるため、変更部のみ申請となる。

### 2 期間変更



(様式1)(要領第2条関係)

# 保安林指定依頼書

年 月 日

地域振興局長 様

依頼者  
住 所  
氏 名      ○○○市町村長 ○○ ○○

次の森林について保安林の指定をしたいので、森林法第27条第1項の規定による申請を依頼します。

森林の所在場所					全 面 積		要指定 実測又は 見込面積	森林所有者の 氏名又は名称 及び住所	備 考
市郡	町村	大字	字	地番	台 帳	実測又は 見込			
					ha	ha	ha		

指定の理由

## 注意事項

- 1 指定の理由は、法第25条第1項に掲げる目的の中で該当するものを記載すること。
- 2 面積は小数第4位まで記載すること。
- 3 当該依頼書には次の書類を添付すること。
  - (1) 森林計画図(指定区域を明示したもの)
  - (2) 公図写し(指定区域を明示したもの)
  - (3) 登記事項証明書
  - (4) 森林所有者等の承諾書(様式1附表)

# 保安林指定承諾書

年 月 日

長野県知事 様

森林所有者

住 所

氏 名

印

私が所有(権利を有)する地籍について、下記のとおり保安林に指定することを承諾します。

記

## 1 保安林に指定しようとする地籍

所在場所				地目	登記簿面積 (m <sup>2</sup> )	備考
市町村	大字	字	地番			

## 2 指定する保安林の内容等

(1)保安林種

(2)伐採方法

(3)伐採限度

(4)植栽指定

(様式1の2)(要領第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林指定(解除)申請の却下について(通知)

年 月 日付けで申請のありました保安林の指定(指定の解除)については  
森林法第27条第3項の規定により却下します。

記

1 保安林指定(解除)申請地の所在

2 却下の理由



## 保安林指定不処分決定通知書

長野県指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ 〕

年 月 日付けで申請のありました保安林指定については、下記の理由により  
指定の処分はできません。

年 月 日

長野県知事

〇〇 〇〇 印

### 記

#### 1 不処分の理由

2 この処分について不服がある場合には、その処分のあったことを知った日の翌日から  
起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、  
長野県知事に審査を請求することができます。

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林指定(指定の解除・指定施業要件の変更)に係る異議意見書の  
補正(却下)について(通知)

年 月 日付けで提出のありました保安林の指定(指定の解除・指定施業要件の変更)に係る異議意見書につきましては、下記の理由により補正願います。(却下します。)

記

- 1 保安林予定森林(解除予定保安林・指定施業要件変更予定保安林)の所在
- 2 補正が必要である(却下の)理由

様式4 保安林指定調書

		整理番号					
所在場所		流域名			市町村森林整備計画名		
		単位区域名					
		森林計画区			管轄森林管理署名		
森林所有者名	権利の種類						
	住所						
	氏名						
当該森林に関する登記済の権利	権利の種類						
	権利者	住所					
		氏名					
指定の目的							
面積	区分	不動産登記簿 (ha)		実測又は見込 (ha)			
	全面積						
	要指定面積						
要指定地の現況	地況	位置		地質		土壌	
		傾斜 (度)		標高 (m)		降水量 (mm/年)	
	林況	樹種及びその混交割合					
		林齢 (年)		疎密度		蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)	
		下層植生		生育状況		無立木地 面積 (ha)	
荒廃状況等							
治山事業等との関係							

受益対象	範囲・種類 数量等				
	既往の被災 状況等				
保安林指定を 必要とする事由					
指定施業要件として 定めるべき内容	具体的内容 は附表 のとおり	伐採種 別面積	伐採種	面積 (ha)	特例による面積 (ha)
			禁伐		
			択伐		
			皆伐		
			計		
指定に対する 関係者の 意見	森林所有者 等	異議なし			
	受益者	異議なし			
	市町村長	異議なし			
他の法令による森林の 施業制限等との関係		根拠法令			
		制限の種類			
調査者職氏名 調査年月日		職名氏名			
		調査年月日			
附表		様式4-2、様式4-3、様式4-4、様式4-5、様式4-6、 様式4-7、様式4-7-1、様式4-7-2、様式4-7-3			
備考		登記簿照合 法務局			
		照合年月日			
		単位区域の 範囲			





様式4-3 皆伐による伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢

区分	樹種	期待占有面積	期待占有面積 歩合(%) A	標準伐期齢 (年) B	算出基礎と なる伐期齢 (年) A×B
		小計			
		小計			
合計					
		合計			

















別紙 共有林所有者名簿

整理番号	
------	--

所在場所		
住所	氏名	備考
計	名	

様式5

保安林解除調書

所在場所		流域名		整理番号			
		単位 区域名		市町村森林 整備計画名			
		森林計 画区名		管轄森林 管理署名			
森林 所有者	権利の種類						
	住所・氏名						
当該森林 に関する 登記済の 権利	権利の種類						
	権利者 住所・氏名						
保安林	指定年月日						
	指定された目的						
面積	区分	不動産登記簿	実測又は見込				
	保安林面積	ha	ha				
	要解除面積		ha				
	残置面積		ha				
保安林の 現況	地況	位置		地質		土壌	
		傾斜		標高	m	降水量	mm/年
	林況	樹種及びその混交割合					
		林齢		疎密度		蓄積 (ha当 たり)	
		下層植生		生育状況		無立木地面積	0.0000ha
	荒廃状況等						

治山事業等との関係		
受益対象	範囲・種類 数量等	
	既往の被災 状況等	
指定施業要件の内容		
保安林の級別区分		
保安林解除を必要 とする理由	解除適用条件	
	転用の目的	
	公益上の理由	
	検討の細部	
解除に対する 関係者の意見	森林所有者等	
	受益者	
他の法令による森林の 施業制限等との関係		根拠法令 制限の種類
調査年月日 調査者職氏名		年 月 日
備考		





# 事業計画の概要

事 項		内 容				
申 請 者	住 所					
	氏 名					
事 業 者	住 所					
	氏 名					
転 用 目 的						
用 地 面 積 (ha)	用地の現況 転用後の用途	保 安 林	山 林	赤 線	計	
	計					
工 事 計 画	全 体	着工 年 月 日 ・ 完了 年 月 日				
	保 安 林 分 部	着工 年 月 日 ・ 完了 年 月 日				
所 要 事 業 費 (千円)	区 分	合 計 (A)		保 全 施 設 費 (B)		B / A
	用 地 費					
	工 事 費					
	そ の 他					
	計					
そ の 他						

# 事業計画の内容審査結果

様式5-3-1

事	項	意	見	理	由	
① 事業等の実施の 確実性の検討	計画内容の具体性		有 ・ 無			
	保安林の土地を 使用する権利等	有    無	有 <span style="font-size: 2em;">[</span> 全部 <span style="font-size: 2em;">]</span> 無 <span style="font-size: 2em;">[</span> 全 <span style="font-size: 2em;">]</span> 部 <span style="font-size: 2em;">[</span> 一部 <span style="font-size: 2em;">]</span> 部 <span style="font-size: 2em;">[</span> 一部 <span style="font-size: 2em;">]</span>			
		権 利 等 の 類 種	所有権    (全部・一部)			
			地上権    (全部・一部)			
			賃借権    (全部・一部)			
			使用承諾    (全部・一部)			
			そ の 他			
		排除を要する 他人の権利等	有 ・ 無			
	(内容)					
	保安林以外の関係 用地の取得状況等	有    無	有 <span style="font-size: 2em;">[</span> 全部 <span style="font-size: 2em;">]</span> 無 <span style="font-size: 2em;">[</span> 全部 <span style="font-size: 2em;">]</span> 部 <span style="font-size: 2em;">[</span> 一部 <span style="font-size: 2em;">]</span> 部 <span style="font-size: 2em;">[</span> 一部 <span style="font-size: 2em;">]</span>			
		権 利 等 の 類 種	所有権    (全部・一部)			
			地上権    (全部・一部)			
			賃借権    (全部・一部)			
			使用承諾    (全部・一部)			
			そ の 他			
		排除を要する 他人の権利等	有 ・ 無			
	(内容)					

様式5-3-2

事 項		意 見	理 由
① 事業等の実施の 確実性の検討	用地の転用について の許認可等	許認可等の 要 否	要 ・ 不要
		関係法令	(内容)
		手続状況	許認可済 ・ 許認可見込 申請書提出済 ・ 未提出
	事業についての 許認可等	許認可等の 要 否	要 ・ 不要
		関係法令	(内容)
		手続状況	許認可済 ・ 許認可見込 申請書提出済 ・ 未提出
	資 金 計 画	有 ・ 無	
	信 用 状 況	有 ・ 無	
	技 術 の 保 有	有 ・ 無	
	実 施 上 の 阻 害 要 因	有 ・ 無	
結 論	適 ・ 不適		
② 他に適地を 求め得ない かどうかの 検討	法 令 上 の 制 約	有 ・ 無	
	技 術 上 の 制 約	有 ・ 無	
	現 地 の 適 性	適 ・ 不適	
	結 論	適 ・ 不適	

様式5-3-3

事 項			意 見	理 由		
③ 面積が必要 最小限度で あるかどうかの 検討	法令による基準 がある場合	基準の有無	有 ・ 無			
		基準との関係	適 ・ 不適			
	法令による基準がない場合		適 ・ 不適			
	期別計画等との関係		適 ・ 不適			
	結 論		適 ・ 不適			
④ 転用による 保安上の 影響の検討	保安林の 機能の 代替施設	計画の有無		有 ・ 無		
		計画の適否		適 ・ 不適		
	転用による 被害の 防除対策	工事中の 対 策	対策の有無		有 ・ 無	
			対策のねらい		適 ・ 不適	
			水の 処理	水理計算等	適 ・ 不適	
				地下排水	適 ・ 不適	
				表面排水	適 ・ 不適	
				流末処理	適 ・ 不適	
			土砂 流出 防止	残土処理	適 ・ 不適	
				法面保護	適 ・ 不適	
				土砂流出量	適 ・ 不適	
				防止施設	適 ・ 不適	
その他		適 ・ 不適				

様式5-3-4

事 項			意 見	理 由		
④ 転用による 保安上の影 響の検討	転用後の 対策	対 策 の 有 無	有 ・ 無			
		対 策 の ね ら い	適 ・ 不 適			
		水 の 処 理	水 理 計 算 等	適 ・ 不 適		
			地 下 排 水	適 ・ 不 適		
			表 面 排 水	適 ・ 不 適		
			流 末 処 理	適 ・ 不 適		
		方 法	土 砂 流 出 防 止	残 土 処 理	適 ・ 不 適	
				法 面 保 護	適 ・ 不 適	
				土 砂 流 出 量	適 ・ 不 適	
				防 止 施 設	適 ・ 不 適	
		そ の 他	適 ・ 不 適			
	工 事 の 工 程		適 ・ 不 適			
	代替施設設置の确实性	計 画 の 具 体 性	有 ・ 無			
		用 地 取 得 等	有 ・ 無			
		資 金 関 係	有 ・ 無			
そ の 他		適 ・ 不 適				
土 地 利 用 上 の 配 慮		適 ・ 不 適				
結 論		適 ・ 不 適				

様式6 保安林指定及び解除（保安林種変更）調書

		整理番号	
所在場所		流域名	
		単位区域名	
		森林計画区	
		市町村森林整備計画名	
		管轄森林管理署名	
森林所有者名	権利の種類		
	住所		
	氏名		
当該森林に関する登記済の権利	権利の種類		
	権利者	住所	
		氏名	
指 定 年 月 日			
従前の指定の目的			
変更に係る指定の目的			
面積	区 分	不動産登記簿 (ha)	実測又は見込 (ha)
	保安林面積		
	指定目的変更面積		
指定及び解除地の現況	地 況	位置、地質、土壌、傾斜、標高、降水量	
	林 況	樹種及び混交歩合、林齢、疎密度、蓄積 (ha当り) 生育状況、下層植生、無立木地面積等	
	荒廃状況等		

治山事業等との関係						
保安林種の変更を必要とする理由	保安林の解除を必要とする理由					
	保安林の指定を必要とする理由					
指定施業要件として定めるべき内容	具体的内容は附表のとおり	伐採種別面積	伐採種	面積 (ha)	特例による面積 (ha)	
			禁伐			
			択伐			
			皆伐			
			計			
指定目的変更に対する関係者の意見	森林所有者等					
	受 益 者					
他の法令による森林の施業制限等との関係						
調査者職氏名 調査年月日						
附 表	様式4-2、様式4-3、様式4-4、様式4-5 様式4-6、様式4-7					
備 考						

様式7 保安林指定施業要件変更調書

		整理番号					
所在場所		流域名			市町村森林整備計画名		
		単位区域名					
		森林計画区			管轄森林管理署名		
/							
森林所有者名	権利の種類						
	住所						
	氏名						
当該森林に関する登記済の権利	権利の種類						
	権利者	住所					
		氏名					
指定年月日							
指定の目的							
面積	区分	不動産登記簿 (ha)		実測又は見込 (ha)			
	保安林面積						
	要変更面積	/					
	変更不要面積	/					
要指定地の現況	地況	位置		地質		土壌	
		傾斜 (度)		標高 (m)		降水量 (mm/年)	
	林況	樹種及びその混交割合					
		林齢 (年)		疎密度		蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)	
		下層植生		生育状況		無立木地 面積 (ha)	
	荒廃状況等						

治山事業等との関係						
指定施業要件の変更を必要とする理由						
現在の指定施業要件の内容および変更後の指定施業要件の内容	具体的内容は附表のとおり	伐採種別面積	伐採種	面積 (ha)	特例による面積 (ha)	
			禁伐			
			択伐			
			皆伐			
			計			
変更に対する関係者の意見	森林所有者等					
	受益者					
	市町村長					
他の法令による森林の施業制限等との関係		根拠法令				
		制限の種類				
調査者職氏名 調査年月日		職名氏名				
		調査年月日				
附表		様式4-2、様式4-3、様式4-4、様式4-5、様式4-6、様式4-7、様式4-7-1、様式4-7-2、様式4-7-3				
備考		登記簿照合法務局				
		照合年月日				
		単位区域の範囲				





別紙7 指定施業要件変更調書

整 理 番 号							
指定時等の告示	年 月 日						
	番 号						
指 定 の 目 的							
告示に記載 されている 保安林の面積	民有林	重要流域					
		重要流域以外					
	国有林	林野庁所管					
		林野庁所管以外					
指定施業要件を変更する保安林の区分							
指定施業 要件を変更 する保安林 の面積 (ha)	皆伐面積の変更						
	択伐率の 変 更	初 回					
		2回目以降					
	間 伐 率 の 変 更						
植 栽 の 変 更							
変更後の 指定施業 要件等	皆伐限度面積 (ha)						
	初 回 択 伐 率	係 数 等	立 木 度				
			調 整				
		係 数					
	択伐率 の限度	植栽義務有					
植栽義務無							
添付書類	別紙7-2						
	別紙7-3						
	別紙7-4						
	別紙7-4-1						
	別紙7-4-2						
	別紙7-4-3						
	別紙7-5						
	指定施業要件変更調査地区						
備 考							

指定施業要件を変更する保安林の区分 ①:「民有林（重要流域）」、②:「民有林（重要流域以外）」、③:「国有林（林野庁所管）」、④:「国有林（林野庁所管以外）」



















(様式8)(要領第9条第1項関係)

第 号  
年 月 日

林 務 部 長 様

長野県〇〇地域振興局長

保安林解除に係る事前相談について(報告)

保安林の解除に係る事前相談がありましたので、長野県保安林関係事務取扱要領第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

(様式9)(要領第9条第1項関係)

別添 事前相談の概要

		報告 番号		
事前相談 年月日		事前相談者の氏名 解除申請資格の有無	有・無 ( )	
保安林の 所在場所	市 郡 町 村 大字 字 番地	市町村の 保安林率	%	
保安林の 森林所有者	国 ( ) 都道府県 市町村 法人 ( ) 個人 ( 名 ) 財産区、共有等 ( 名 )			
保安林種		指定 年月日	明 大 昭 平 年 月 日	
指定施業 要件の内容				
事業計画 区域面積	ha	うち保安林面積	ha	
保安林の 解除理由	森林法第26条第 項 転用の目的			
保安林の 現況	地 況	位置 傾斜	地質 標高	土壌 降水量
	林 況	樹種及び混交歩合 蓄積(ha当り)		林齢 生育状 況
	林地荒 廃等の 状況			
治山事業等 との関係				
受益 対象	範囲 種類 数量等			
	既往の 被災状 況等			
保安林の 級別区分				

(様式9)(要領第9条第1項関係)

	事業主体						
	事業の目的及び必要性						
土地利用計画	用途						計
	地目						
	保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	山林						
	その他						
	計						
事業費 千円 (内訳) 国費 ・ 県費 ・ 自費 ・ その他( )							
事業予定期間 年 月 日～ 年 月 日 ( 年 月) 解除申請の予定時期等							
関係する他法令の許認可等							
事前指導の概要							

(注意事項)

- 1 解除申請資格欄は、当該保安林に係る権利関係等について( )書きすること。
- 2 事業計画区域が国有林と民有林にわたる場合には、所有区分別面積を記載すること。
- 3 用途が道路の場合には、有効幅員( m)及び延長( m)を併記すること。

## 事前相談整理表

		報告 番号
現地の 状況	地域の状況	
	当該事業区域 の概要	
解除の 要件	用地事情等	
	面積	
	代替施設の 設置等	
	事業実現の 確実性	
	利害関係者 の意向等	
処理方針		

### (記載要領)

- 1 地域の概況の欄は、当該地域の自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等について記載する。
- 2 当該事業区域の現況の欄は、当該保安林を含む区域内の地況、森林現況(国有林、民有林の区分及び林況)、受益対象等との関係等について記載する。
- 3 用地事情等の欄は次による。
  - (1) 土地利用計画等との関係(市町村等の土地利用計画等との整合性)について記載する。
  - (2) 用地選定理由の妥当性(自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等との関連、他に適地を求め難いとする事由等)について記載する。
- 4 面積の欄は、保安林の解除計画面積の妥当性(必要最小限度面積の根拠)について記載する。
- 5 代替施設の設置等の欄は、代替施設計画(代替保安林の指定を含む。)の有無等について記載する。
- 6 事業実現の確実性の欄は次による。
  - (1) 土地権利の権利(当該事業区域の土地の使用に係る権利取得状況等)について記載する。
  - (2) 他法令との関係(許認可申請手続等の状況)について記載する。
  - (3) 事業者の信用状況等(資金、信用、技術の保有状況等事業実施能力の有無)について記載する。
- 7 利害関係者の意向等の欄は、関係市町村及び地域住民等の意向、当該開発行為に係る問題点、その他事業実施上の阻害要因の有無等について記載する。
- 8 処理方針の欄は、当該保安林の指定の目的の達成に及ぼす支障、解除要件との適合性等を踏まえ、当該事案に対する対処方針について記載する。

第 号  
年 月 日

林 務 部 長 様

長野県〇〇地域振興局長

代替施設の設置等の確認について(報告)

年 月 日付け長野県告示第 号による解除予定保安林については  
下記のとおり代替施設の設置等を確認したので、長野県保安林関係事務取扱要領第  
14条第2項の規定により報告します。

規則第15条第2項第1項の 計画書に記載の事業者住 所・氏名	
施工者住所・氏名	
着工年月日 完成年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認者職氏名	
代替施設等の概要	
確 認 内 容	
その他特記すべき事項	

注意事項

- 1 確認内容については、確認した事項及び代替施設等が計画書どおり施工されたことを確認した根拠を記載する。
- 2 その他特記すべき事項については、権利関係の調整等について記載する。

第 号  
年 月 日

林 務 部 長 様

長野県〇〇地域振興局長

代替施設の設置等の変更について(協議)

下記の解除予定保安林について、代替施設の設置等に係る変更許可申請がありましたので、長野県保安林関係事務取扱要領第15条第1項の規定により協議します。

記

解除予定保安林の所在	市 町 大字 字 他 筆 郡 村
解除予定告示年月日 及び番号	
解除申請者の住所・氏名	
変 更 の 内 容	別添のとおり
その他特記すべき事項	

注意事項

- 1 その他特記すべき事項には、要領第15条第1項第2号(軽微な変更)に当たるものか、同第3号(重要な変更)に当たるものかを記載すること。

### 代替施設の確認調書

番号	工種	単位	当初計画	変更計画	確認	増減 数量	変更理由	その他 特別事項
			規格 数量	規格 数量	規格 数量			

(注意事項)

- 1 単独的な代替施設についてはそれぞれに適宜番号を付し、事業計画図(完成図)を対照できるようにする。
- 2 変更理由欄には、総括的な理由のほか、工程ごとの変更理由を具体的に記載する。
- 3 その他特記事項欄には、確認時の所見、保安林外(当該保安林の転用解除に関連する集水区域外)の工事の進捗状況等を記載する。
- 4 当初計画と変更計画を対比した事業計画図等の図面及び関係書面を添付する。
- 5 主要工程又は主要箇所の中で施工中及び完成写真を添付する。



(様式14)(要領第18条第2項関係)

第 号  
年 月 日

林 務 部 長 様

長野県〇〇地域振興局長

保安林解除地番に係る分筆登記の完了について(報告)

年 月 日付け農林水産省(長野県)告示第 号により保安林の一部の解除処分  
がなされた地籍において分筆登記が完了しましたので、長野県保安林関係事務取扱要領  
第18条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

注意事項

報告書には、分筆後の登記事項証明書、公図(写し)、解除申請時の公図、分筆経過調査書を  
添付すること。

## 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書

年 月 日

地域振興局長 殿

申請者  
住 所  
氏 名 [ 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 ]

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項(法第44条において準用する同法第34条第1項)の規定により申請します。

保安林(保安施設地区)の指定の目的												
森林の所在場所					森林所有者		伐採の 方法	伐採する 立木の樹 種及び年 齢	伐採面 積及び 伐採立 木材積 ha(m <sup>3</sup> )	伐採の 期間	森林経 営計画 の有無	備 考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又 は名称						

### 注意事項

- 申請書は、指定施業要件に定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに作成すること。
- 伐採の方法別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項のただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - 皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - 伐採跡地において行う植栽の時期
- 添付する図面は、森林計画図に、伐採する区域(皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地を含む。)を明示したものであること。

保安林(保安施設地区)立木伐採許可申請(択伐届・間伐届・伐採協議)適否判定(照査)調書

申請受理 年月日及び 番号		保安林台 帳整理番 号		同一の単位とされる保安 林の名称又は保安林の 種類	
保安林の所在場所		市 郡	町 村	大字	字 番他 筆
伐採立木 の樹種	伐採立木 の林齢	当該森林の立木材積		m <sup>3</sup>	残存部分 の状況
伐採(予定)地 の形状		相隣する土地の種類 及び形状			
当該保安林の指定施業要件		皆伐面積 限度	ha/1箇 所	択伐率	% 間伐率 %
適否判定年月日	年 月 日	適否判定者 職・氏名			
立木伐採 <input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 択伐届 <input type="checkbox"/> 間伐届					
<input type="checkbox"/> 皆伐の場合(□特例適用)		<input type="checkbox"/> 択伐の場合 植栽条件 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 間伐の場合	
単位区域の皆伐面積の限度		□保安林指定後 最初の択伐 (択伐率 %以内) 択伐の伐採材積限度 A m <sup>3</sup> × % = m <sup>3</sup>		□間伐率の限度が森林立木の 20%以内 □間伐率の限度が森林立木の 35%以内	
公表面積－既許可面積 = A ha 申請面積 = B ha A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否		□2回目以降の択伐 択伐率a = (現材積－前回択伐後材積) × 100 = % 現材積 択伐率b = (現材積－標伐材積 × 0.7) × 100 = % 現材積		当該森林の立木材積 × 定めら れた間伐率の限度 = A m <sup>3</sup> × % = m <sup>3</sup>	
1箇所当りの皆伐面積の限度		択伐率c = 30% ・ 植栽有 40% 択伐の伐採材積限度 A m <sup>3</sup> × 最小択伐率 % = m <sup>3</sup>		申請材積 B m <sup>3</sup> A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否	
限度面積 = A ha 申請面積＋隣接保安林の 既許可(申請)面積 = B ha A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否		申請材積 B A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否		□間伐の翌年度から起算して おおむね5年後の樹冠疎密度 80%以上に回復	
伐 期 齢		伐 期 齢			
申請立木の林齢 = A 年 標準伐期齢 = B 年 A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否		申請立木の林齢 = A 年 標準伐期齢 = B 年 A ≥ B ..... □ 適 A < B ..... □ 否			
伐採終了 期間	・ ・ □ 適 □ 否	伐採終了 期間	・ ・ □ 適 □ 否	伐採終了 期間	・ ・ □ 適 □ 否
植栽計画	□ 適 □ 否	□ 適 □ 否			
保安林機 能に及ぼ す影響	□ 軽微 □ 支障あり	□ 軽微 □ 支障あり			
総合判定	□ 申請どおり許可 □ 協議どおり同意	□ 申請(届出)どおり許可(受理) □ 協議どおり同意		□ 届出どおり受理 □ 協議どおり同意	
	□ 縮減して許可 同意する ha m <sup>3</sup>	□ 変更を命じる 縮減して許可(受理)・同意する ha m <sup>3</sup>		□ 変更を命じる 縮減して受理・同意する m <sup>3</sup>	
	終了期間 ・ ・ □ 許可・同意しない	終了期間 ・ ・ □ 許可(受理)・同意しない		終了期間 ・ ・ □ 受理しない	
照査実施 年月日	年 月 日	照査者 職氏名		照査時 の所見	

注意事項

- 1 面積及び材積は小数第2位にとどめ、小数第3位以下を四捨五入すること。
- 2 該当する記載事項がない場合には、斜線を引くこと。
- 3 同一の単位とされる保安林の名称又は種類欄には、皆伐による伐採にあつては同一の単位とされる保安林の名称を、択伐又は間伐による伐採にあつては、保安林の種類を記載すること。
- 4 残存部分の状況欄には、防風保安林及び防霧保安林に限り記載すること。
- 5 伐採(予定)地の形状欄には、当該保安林について1箇所当りの面積の限度が指定されている場合に限り記載するものとし、当該伐採(予定)地の幅及び長さを記載すること。
- 6 相隣する土地の種類及び形状欄には、当該保安林について1箇所当りの面積の限度が指定されており、かつ、当該伐採(予定)地の境界のあらゆる部分から20メートル未満の範囲に伐採跡地等がある場合に限り記載すること。
- 7 判定欄については、該当する口にV(チェック)を入れること。
- 8 照査時の所見欄には、伐採についての適否の別並びに違反の有無、違反の内容及び違反発生の事由その他必要な事項を記載すること。
- 9 適否判定調査による記載事項と相違する照査事項については、赤字で記載すること。
- 10 調査図には、図面の縮尺、地番界、地番区域の境界線(適否判定調査の場合は青色に実線、照査の場合は赤色の実線とすること。)及び伐採(予定)地の境界のあらゆる部分から20メートル未満の範囲に存する伐採跡地等の位置その他必要な事項を記載すること。

(様式17)(要領第24条第3項関係)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請の却下について(通知)

年 月 日付けで申請のありました保安林(保安施設地区)内立木伐採許可については、下記の理由により申請を却下します。

記

1 申請地の所在

2 却下の理由

## 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書

長野県 指令第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ 〕

次の森林の立木の伐採について、許可することを決定しましたので、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知します。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

保安林(保安施設地区)の 指定の目的	
森 林 の 所 在 場 所	都道 市 町 大字 字 地番 府県 郡 村
伐 採 の 目 的	
伐 採 を 開 始 す る 日 及 び 伐 採 を 終 了 す る 日	
伐 採 面 積	
伐採の方法(皆伐、択伐の 別)並びに伐採する立木の樹 種及び年齢	
備 考	

### 許可の条件

伐採の期間は、年月日から年月日までとする。ただし、やむを得ない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を越えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

### 注意事項

- 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 申請の一部について許可しない場合には、その理由を記載し、かつ、当該許可しない箇所を特定する必要がある場合には、備考欄に当該箇所を明示すること。
- 許可の条件のうち伐採の期間は、原則として申請のとおりとするが、その終期は、伐採を開始する日の属する伐採年度の3月31日を超えないこと。
- 許可の条件のうち伐採の期間以外のものは、内容を具体的に記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - 皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - 伐採跡地について行う植栽の時期

保安林(保安施設地区)内立木伐採不許可決定通知書

長野県 指令第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあっては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあっては名称のみ 〕

年 月 日付けで申請のあった保安林(保安施設地区)内の立木の伐採は、下記の理由により許可できませんので、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知します。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

記

1 不許可とする理由

2 この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により長野県知事に審査を請求することができます。

(様式20)(要領第24条第6項関係)

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可(作業許可・択伐届・間伐届)  
について(通知)

別紙(写)のとおり、保安林(保安施設地区)内立木伐採許可(作業許可・択伐届の受理  
間伐届の受理)をしましたので御了知ください。

なお、当所が行う巡視にあたっては、貴職が設置する森林保全推進員等の協力をいた  
だくようお願いします。

注意事項

許可書又は受理書の写し、及び森林計画図を添付すること。



## 保安林(保安施設地区)内立木伐採期限延長承認通知書

長野県

指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔法人にあつては、所在地及び名称。但し地方公共団体にあつては名称のみ〕

年 月 日付けで申請のあつた保安林(保安施設地区)内の立木の伐採については下記のとおり承認します。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

### 記

#### 1 保安林(保安施設地区)の所在

保安林(保安施設地区)の指定の目的								
森林の所在場所					伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積又は伐採立木材積	備 考
市郡	町村	大字	字	地番				
							ha(m <sup>3</sup> )	

2 延長期間 自 年 月 日  
( 日間)  
至 年 月 日

## 保安林(保安施設地区)内立木伐採不実行届出書

年 月 日

地域振興局長 殿

届出者  
住 所  
氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野県 指令 第 号の決定通知に係る、次の森林の伐採を全て(一部)取り止めましたので届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的

森林の所在場所					伐採面積又は伐採立木材積	備 考
市郡	町村	大字	字	地番		
					ha(m <sup>3</sup> )	

不実行の理由

### 注意事項

- 1 備考欄には、一部取り止めた場合の不実行面積又は材積を記載すること。
- 2 添付する図面は、森林計画図に不実行とした区域を明示したものとすること。
- 3 森林法第34条の2又は第34の3の規定による届出に係る不実行の場合には、「長野県〇〇〇〇指令」を削除するとともに、「決定通知」に替えて「届出受理」と読み替えるものとする。

保安林立木伐採整理簿 1

皆伐面積の限度の公表日										同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	整理番号	森林計画区名														
伐採年度		申請(協議)の内容		許可(同意)又は 不許可(不 同意)の決定		許可の条件等		届出		延長申請による伐採期間	届出	伐採実施年月日	植栽の有無	植栽期間の満了年度	保安林台帳整理番号	森林経営計画の有無	備考										
整理 番号	年月 日	起案 年月 日	決裁 年月 日	施行 年月 日	申請(協議)者		申請(協議)に係る 伐採立木		許可 (同意) 不許 (不同意) の別	縮減の 有無	許可 (同意) 決定伐採面積		決定通知		伐採の 期間	搬出 の期 間	禁止 する 搬出 の方 法	その 他	届出 年月 日	伐採 終了 した 日	実施 年月 日	有 (件) 無 (件)	年度 別 (件)	有 (件) 無 (件)	備考		
					住所	氏名	申請(協議)に係る 所在場所	樹種			年齢	面積 ha	年月 日	番号													
合計 申請 (件) 協議 (件)計 (件)						申請 (名) 協議 (名) 計 (名)		申請 (m³) 協議 (m³) 計 (m³)		許可 (件) (ha) 同意 (件) (ha) 不許可理由別 (件) 不同意理由別 (件)				(件)(件)(件)		内容 別 (件)		有 (件) (件)		実施 年度 別 (件) (件)		年度 別 (件)		有 (件) 無 (件)			

注意事項

- この帳簿には、皆伐による立木の伐採について記載すること。
- 面積は実測又は見込みとし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入すること。
- 許可(同意)又は不許可(不同意)の決定欄には、次により記載すること。
  - 不許可(不同意)の場合には、当該不許可(不同意)の理由を付記すること。
  - 縮減の有無欄には、次により記載すること。
    - 森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第4条の3第1項第1号又は第2号の規定により縮減をした場合には、その旨を記載すること。
    - 同条第3号の規定により縮減をした場合には、その旨及び1箇所当りの皆伐面積の限度を記載すること。
    - 同条第4号の規定により縮減をした場合には、その旨及び公正妥当な方

- 法の内容を記載すること。
- 許可の条件欄には次により記載すること。
  - 伐採の期間及び搬出の期間欄には、当該期間の始期及び終期を記載すること。
  - その他の欄には、樹種又は林相の改良のための伐採について植栽の方法期間及び樹種につき条件を付した場合は、その他条件を付した場合における当該条件の内容を記載すること。
- 備考欄には、当該伐採が樹種又は林相の改良のための伐採である場合はその旨を記載し、申請又は協議に係る保安林が当該土地の利用に関し他の法令により制限されている場合は、様式4の注意事項の12に準じて記載すること。

保安林立木伐採整理簿 2

伐採年度		森林計画区名												整理番号																	
受理	整理番号	起案年月日	決裁年月日	施行年月日	保安林の種類	申請又は届出(協議)の内容			伐採の限度の算定基礎							許可の条件等			許可に係る伐採後の届出		備考										
						申請又は届出(協議)者	申請又は届出(協議)に係る伐採立木	伐採年度の初日における当該森林の	択伐率の限度の算定基礎			許可(同意)又は不許可(不同意)の決定	許可の条件等		許可に係る伐採後の届出																
住所	氏名	申請又は届出に係る場所	樹種	年齢	立木材積	前回の主伐後の立木材積	択伐率	施行規則付録第七の算式による率	補正択伐率	伐採の限度	伐採の開始日及び終了日	更令の有無	許可(同意)又は不許可(不同意)の決定	縮減の有無	許可(同意)決定伐採立木材積	決定通知年月日及び番号	伐採の期間	搬出期間	禁止する搬出の方法	その他	延長申請による伐採期間の終期	届出年月日	伐採終了日	実伐採立木材積	実択伐率	伐採照査(調査)実施年月日	植栽指定の有無	植栽期間満了年度	保安林台帳整理番号	森林経営計画の有無	
								m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	%	%			m <sup>3</sup>										m <sup>3</sup>	%					
合計申請(件)届出(件)協議(件)計(件)						申請(名)届出(名)協議(名)計(名)		申請(m <sup>3</sup> )届出(m <sup>3</sup> )協議(m <sup>3</sup> )計(m <sup>3</sup> )						有(件)無(件)	許可(件)(ha)同意(件)(ha)不許可理由別(件)不同意理由別(件)					内容別(件)	有(件)				実伐採年度別(件)	有(件)無(件)	年度別(件)			有(件)無(件)	

注意事項

- この帳簿には、択伐による立木の伐採について記載すること。
- 材積は、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入すること。
- 伐採の限度の算定基礎の欄には、次により記載すること。
  - 択伐率の限度の算定基礎の欄には、次により記載すること。なお率は一セントで表すものとし、小数点以下第1位にとどめ、第2位を四捨五入すること。
 

ア 前回の主伐後の立木材積の欄には、前回の主伐を終えたときの当該森林の立木材積が不明である場合は、記載を要しない。

イ 択伐率の欄には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積から前回の主伐後の当該森林の立木材積を減じた材積を当該伐採年度日における当該森林の立木材積で除したものに100を乗じて得た数値を記載すること。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては当該森林に係る指定施業要件により伐採の限度として定められた森林法施行(昭和26年農林省令第54号。(以下「規則」という。))第56条第3項の規定に基づき、10分の3(伐採跡地につき植栽によらなければ確かな)が困難と認められる森林にあっては10分の4)に当該森林につき指定要件を定める者が当該森林の立木の材積その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じて算出された率に100を乗じて得た数値とすること。

なお、前回の主伐を終えたときの当該森林の立木材積が不明である場合にあっては、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合にあっては、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得られる率に100を乗じて得た数値を記載すること。

ウ 規則付録第7の算式による率の欄には、伐採跡地につき植栽によらなければ確かな更新が困難と認められる森林について、当該算式により算出される率に100を乗じて得た数値を記載すること。

エ 補正択伐率の欄には、保安林の指定後最初に択伐を行う場合を除き、択伐率の欄に記載した率が30を超える場合は30と記載すること。ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ確かな更新が困難と認められる森林については、次に掲げる場合に於て次のとおり記載すること。

(ア) 保安林の指定後最初に行う場合

択伐率の欄に記載した数値が規則付録第7の算式による率の欄に記載した数値を超えるときは、規則付録第7の算式による率の欄に記載した数値
  - 許可(同意)又は不許可(不同意)の決定欄及び許可の条件等欄には、「保安林立木伐採整理簿」の注意事項3及び4に準じて記載すること。
 

なお、法第34条の2第1項の届出(協議)に係る場合は記載しない。
  - 延長申請による伐採期間の終期欄及び許可に係る伐採後の届出欄には法第34条の2第1項の届出に係る場合は記載しないこと。
  - 備考欄には、「保安林立木伐採整理簿1」の注意事項5に準じて記載すること。

保安林立木伐採整理簿 3

伐採年度																整理番号			
起案 年月日	決裁 年月日	施行 年月日	受 理		届出者		届 出 の 内 容							伐採照査実施 年月日	植栽指 定の有 無	植栽期 間の満 了年度	保安林 台帳 整理 番号	備 考	
			整理番 号	年月日	住 所	氏 名	保安 林の 種類	森林の所在 場所	伐採 の 目的	伐採 の 開始日 及び 終了	伐採面積 又は伐採 立木材積 (m <sup>3</sup> ) ha	伐採の 方 法	樹 種						年 齢
合 計			( 件 )																

注意事項

- 1 この帳簿には、法第34条第9項及び規則第60第1項各号の届出に係る立木の伐採について記載すること。
- 2 届出の内容欄には、次により記載すること。
  - (1) 伐採の目的欄には、法第34条第1項第4号に掲げる場合に該当して行った立木の伐採については非常災害の発生年月日及び緊急に伐採を必要とした理由を記載し、規則第60条第1項各号に該当して行った立木の伐採については当該伐採の目的を記載すること。
  - (2) 伐採面積又は伐採立木材積欄には、択伐にあつては伐採立木材積を、皆伐にあつては伐採面積を記載すること。なお、面積又は材積は、小数第2位にとどめ、第3位以下は四捨五入すること。
  - (3) 伐採の方法欄には、択伐又は皆伐の別を記載すること。
- 3 備考欄には「保安林立木伐採整理表1」の注意事項5に準じて記載すること。

保安林立木伐採整理簿 4

伐採年度																				整理番号									
起案年月日	決裁年月日	施行年月日	受 理		届出者(協議者)		届 出(協議) の 内 容										伐採の限度の算定基礎			変更命令の有無 (同意・不同意の別)	伐採調査実施年月日	保安林台帳整理番号	備 考						
			整理番号	年月日	住 所	氏 名	保安林の種類	森林の所在場所	樹種	年齢	間伐立木材積 m <sup>3</sup>	間伐箇所面積 ha	伐採の方法	経営計画の有無	伐採の時期	樹幹疎密度	立木材積 m <sup>3</sup>	伐採の限度 m <sup>3</sup>											
合計	(件)																												

注意事項

- 1 この帳簿には、間伐ための伐採について記載すること。
- 2 材積は、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入すること。
- 3 備考欄には「保安林立木伐採整理表1」の注意事項5に準じて記載すること。

保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

年 月 日

地域振興局長 様

伐採実行者

住 所

氏 名

〔法人又は公共団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号の決定通知に係る立木の伐採は、年 月 日  
に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項(第44条において準用する同法第34条第8  
項)の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の 目的	
森 林 の 所 在 場 所	都 道 市 町 大字 字 地番 府 県 郡 村
伐 採 の 目 的	
伐 採 を 開 始 す る 日 及 び 伐 採 を 終 了 す る 日	
伐 採 面 積	
伐採の方法(皆伐、択伐の別)並び に伐採する立木の樹種及び年齢	
備 考	

注意事項

- 1 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 2 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 3 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
- 4 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 5 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 皆伐による伐採をした場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 6 添付する図面は、森林計画図に、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示したものであること。
- 7 記載内容が許可決定通知書に記載した内容と同一の場合にあつては、「(許可決定通知書のとおり)」と記載することができる。

保安林(保安施設地区)内緊急〇〇〇〇届出書

年 月 日

地域振興局長 様

届出者  
住 所  
氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

次の森林(土地)において次のように立木の伐採(立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質の変更)したので、森林法第34条第9項(第44条において準用する同法第34条第9項)の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	地番
保安林(保安施設地区)の指定の目的					
理 由					
行 為 の 日 時					
行 為 の 方 法					
備 考					

注意事項

- 1 届出書は、伐採その他の行為についての箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生日月、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、規則第61条の申請書の様式の注意事項3及び4により記載すること。立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。
- 4 添付する図面は、森林計画図に緊急に伐採その他の行為を行った区域を明示したものであること。



(様式29)(要領第26条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内緊急立木伐採(作業行為)届出受理について(通知)

年 月 日付けで届出のありました保安林(保安施設地区)内での緊急立木伐採(作業行為)につきましては、森林法第34条第1項第7号(第2項第4号)に該当するものと認め受理します。

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内立木伐採(緊急〇〇〇)届出書の  
却下について(通知)

年 月 日付けで届出のありました保安林(保安施設地区)内立木伐採  
(緊急〇〇〇)届出書については、下記の理由により届出を却下します。

記

1 届出の所在

2 却下の理由

(様式31)(要領第26条第2項関係)

### 保安林(保安施設地区)内緊急伐採等届出適否判定調書

届出受理年月日及び番号		保安林台帳整理番号	
保安林の所在場所	市 町 大字 字 郡 村	番他	筆
伐採等の書類			
確認の内容			
実施年月日及び 担当者職氏名	年 月 日 職	氏名	

#### 注意事項

確認の内容欄及び調査図には、立木の伐採については保安林(保安施設地区)内立木伐採許可(択伐届・間伐届・伐採協議)適否判定(照査)調書の注意事項1から6まで及び10に準じて記載し、作業行為については保安林(保安施設地区)内作業許可申請適否判定(照査)調書の注意事項に準じて記載すること。

## 保安林(保安施設地区)内立木伐採通知書

年 月 日

森林所有者 様

伐採実行者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

あなたの所有する保安林(保安施設地区)内における立木の伐採は、年 月 日に次のとおり終了しましたので、森林法第34条第8項(第44条において準用する同法第34条第8項)の規定によりお知らせします。

保安林(保安施設地区)の指定の目的								
森林の所在場所					伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	備 考
市郡	町村	大字	字	地番				
							ha(m <sup>3</sup> )	

### 注意事項

- 1 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 2 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 3 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しない。
- 4 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 5 添付する図面は、森林計画図に、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示したものであること。

(様式33)(要領第26条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可に係る届出(通知)について(通知)

年 月 日付け 指令 第 号により許可しました保安林  
(保安施設地区)内立木伐採については、森林法第34条第8項の規定による伐採届出書を  
提出してください。(森林法第34条第8項の規定により森林所有者へ伐採完了の通知をして  
ください。)

記

立木伐採許可地の所在

(市町村長) 様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内における立木伐採の届出について(通知)

次のとおり保安林(保安施設地区)内の立木を伐採した旨の届出がありましたので、森林法第34条第10項の規定により通知します。

1 届出の内容

保安林(保安施設地区)の指定の目的								
森林の所在場所					伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	備考
市郡	町村	大字	字	地番				
							ha(m <sup>3</sup> )	

2 届出者の住所氏名

注意事項

- 1 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 2 伐採した立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採した立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 3 伐採した面積及び伐採した立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載をしない。
- 4 伐採した面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 5 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 皆伐による伐採をした場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 6 添付する図面は、森林計画図に、伐採した区域及び植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を明示したものであること。

## 保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書

年 月 日

地域振興局長 様

届出者  
住所  
氏名

〔 法人又は公共団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の立木を択伐(間伐)により伐採したいので、森林法第34条の2第1項(第44条において準用する同法第34条の2第1項)(森林法第34条の3第1項(第44条において準用する同法第34条の3第1項))の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的												
森林の所在場所					伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	伐採立木材積	伐採箇所面積	伐採方法	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市	町	大字	字	地番								
						m <sup>3</sup>	ha					

### 注意事項

- 1 伐採箇所面積は、小数第4位まで記録すること。
- 2 伐採方法欄には、択伐においては単木、帯状、群状等、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 3 森林経営計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書の受理について(通知)

年 月 日付けで届出のありました保安林(保安施設地区)内の択伐(間伐)届出書につきましては、その内容を適当なものと認め受理します。

記

- 1 届出を受理した保安林(保安施設地区)の所在
- 2 伐採の期間



第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内択伐計画の変更について

年 月 日付けで届出のありました保安林(保安施設地区)内での択伐の計画につきましては、当該保安林の指定施業要件に適合しませんので、森林法第34条の2第2項(第44条において準用する同法第34条の2第2項)の規定により、下記のとおり計画内容を変更するよう命じます。

なお、下記の変更内容に従って択伐を実施する場合は、再度、届出書を提出してください。

記

計画変更の内容

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内間伐計画の変更について

年 月 日付けで届出のありました保安林(保安施設地区)内での間伐の計画につきましては、当該保安林の指定施業要件に適合しませんので、森林法第34条の3第2項(第44条において準用する同法第34条の3第2項)の規定により、下記のとおり計画内容を変更するよう命じます。

なお、下記の変更内容に従って間伐を実施する場合は、再度、届出書を提出してください。

記

計画変更の内容

保安林(保安施設地区)内作業許可申請書

年 月 日

地域振興局長 様

申請者  
住所  
氏名 [ 法人又は公共団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 ]

次の森林(土地)において次のように立竹を伐採(立木を損傷、家畜を放牧、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更)したいので、許可されたく、森林法第34条第2項(第44条において準用する同法第34条第2項)の規定により、その許可を申請します。

森林(土地)の所在場所		市 町 大字 字 地番 郡 村
保安林(保安施設地区)の指定の目的		
行為の方法		
期間	始期	
	終期	
備考		

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
  - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
  - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
  - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
  - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
  - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
  - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合は、実測又は見込により、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 4 添付する書類は、要領別表2に掲げるものであること。

作業内容書 (記載例)

区分	作業内容
行為の内容	間伐材搬出作業路の開設、作業土場及び集材
森林所有者の住所・氏名	〇〇〇郡〇〇町大字〇〇100番地 〇〇〇〇
行為の規模	作業路 L=1,500m、W=3.0m
行為の方法	ブルドーザによる集材
面積の算出根拠	作業行為面積 18.2 ha  (内 訳) 1 作業路面積 0.63ha (平均作業路敷幅 4.2m×1500m=6,300㎡) 2 作業土場 0.10ha (50m×20m=1,000㎡) 3 集材作業面積 17.47ha
施工中及び施工後の の保全措置	1 作業終了後、必要な箇所に水切工を設置し、路面流水による土砂の流出や路体の破壊などを防止する。 2 木杭又は伐根を利用した土留丸太柵工を適切に施工し、路体を確保する。 3 沢横断部には丸太を敷き並べ、通水断面を確保する。 4 掘削法面の高さが2.5m以上の箇所へは、種子吹付けによる緑化を図り、法面の崩壊を防止する。

(様式41)(要領第28条第3項関係)

### 保安林(保安施設地区)内作業許可申請適否判定(照査)調書

申請受理年月日 及び番号		保安林台帳整理番号	
保安林の所在場所	市 町 大字 字 番他 筆 郡 村		
確認の内容			
処理意見	適否判定調査		
	照査		
実施年月日及び担当者職氏名	適否判定調査	年 月 日 職 氏名	
	照査	年 月 日 職 氏名	

#### 注意事項

- 1 数量の単位は、通常用いられている単位を用い、小数第2位にとどめ第3位以下を四捨五入すること。
- 2 確認の内容欄には、伐採等区域の面積のほか、次に掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
  - (1)立竹の伐採にあつては、伐採する立竹の年齢及び束数
  - (2)立木の損傷にあつては、損傷する立木の樹種、年齢及び本数
  - (3)家畜の放牧にあつては、当該区域における立木の有無並びに立木がある場合には当該立木の樹種、年齢及び疎密度
  - (4)下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘及び開墾その他土地の形質を変更する行為にあつては、地形、気象及び土壌等の状況、当該区域における立木の有無並びに立木がある場合には当該樹種、年齢及び疎密度
- 3 処理意見欄には、許可についての適否の別、許可に付すべき条件の内容又は許可を不相当とする事由を記載すること。
- 4 調査図には、図面の縮尺、地番界、作業区域の境界線(適否判定調査の場合は青色の実線、照査の場合は赤色の実線とすること。)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内作業許可申請の却下について(通知)

年 月 日付けで申請のありました保安林(保安施設地区)内作業許可については、下記の理由により申請を却下します。

記

1 申請地の所在

2 却下の理由

## 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

年 月 日

地域振興局長 様

届出者  
住所

氏名

〔 法人又は公共団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の 指定の目的	
森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
伐採の目的	
伐採を開始する日及び 伐採を終了する日	
伐採面積	
伐採の方法(皆伐、択伐、間伐 の別)並びに伐採する立木の 樹種及び年齢	
備 考	

### 注意事項

- 1 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 2 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木を伐採をしようとする場合に、次の事項を記載すること。  
(1) 皆伐による伐採をしようとする伐採にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積

(様式43)(要領第28条第4項関係)

(2) 伐採跡地について行う植栽の時期

3 規則第60条第7号の規定による届出を行う場合、法第11条第5項の認定に係る森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採については、次により一括記載することができるものとする。

- (1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。
- (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他の森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。
- (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合(森林法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。)には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。
- (4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
- (5) 伐採の方法(皆伐、択伐、間伐の別)並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができる。
- (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載する。

4 届出書に添付する図面は、森林計画図に、伐採する区域を明示したものであること。ただし、第7号の届出のうち、森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する図面は当該森林経営計画の認定の際に添付した図面の写しとすることもできること。



第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書の受理について(通知)

年 月 日付けで届出のありました森林法施行規則第60条第1項第〇号の規定による保安林(保安施設地区)内の立木伐採届出書につきましては、その内容を適当なものと認め受理します。

記

1 届出を受理した保安林(保安施設地区)の所在

2 伐採の期間

## 保安林(保安施設地区)内作業許可決定通知書

長野県 指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔法人にあつては、所在地及び名称。但し地方公共団体にあつては名称のみ〕

年 月 日付けで申請のありました保安林(保安施設地区)内の作業行為については下記の条件を付して許可します。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

### 記

1 保安林(保安施設地区)の所在地

2 行為の種類

(1) 許可の期間 自 年 月 日

至 年 月 日

(2)

3 行為の面積、数量

4 許可の条件 別添のとおり

### 注意事項

1 許可の条件は要綱第20条の規定により、適宜に条件を追加又は削除し付すこととする。

保安林(保安施設地区)内作業不許可決定通知書

長野県 指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ 〕

年 月 日付けで申請のありました保安林(保安施設地区)内の作業行為については  
下記の理由により許可できません。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

記

1 不許可の理由

2 この処分について不服がある場合には、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、長野県知事に審査を請求することができます。

## 保安林(保安施設地区)内作業許可変更申請書

年 月 日

地域振興局長 様

申請者  
住 所  
氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

森林法第34条第2項の規定により許可を受けた保安林内作業行為を下記のとおり変更  
したいので申請します。

記

許可年月日及び番号	
保安林 の 所在場所	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
変 更 期 間	

保安林(保安施設地区)内作業許可変更決定通知書

長野県 指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ 〕

年 月 日付けで変更許可申請のありました下記の保安林(保安施設地区)内の作業行為については、下記のとおり許可します。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長

〇〇 〇〇 印

記

- 1 保安林の所在地
- 2 変更後の行為の面積、数量
- 3 変更後の行為の期間
- 4 変更許可の条件

保安林(保安施設地区)内下草(落葉・落枝)採取届出書

年 月 日

地域振興局長 様

届出人  
住所  
氏名 [ 法人又は公共団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名 ]

次の森林(土地)において次のように下草、落葉又は落枝を採取したいので、森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林(土地)の所在場所		市 郡	町 村	大字	字	地番
保安林(保安施設地区) の指定の目的						
行為の目的						
行為の方法						
期間	始期					
	終期					
備考						

注意事項

- 1 届出書は、行為を行なう箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の目的欄には、採取物の使用目的について記載すること。
- 3 行為の方法欄には、採取物の種類及び数量並びに採取方法を記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内下草(落葉・落枝)採取届出書の受理に  
ついて(通知)

年 月 日付けで届出のありました森林法施行規則第63条第1項第〇号  
の規定による保安林(保安施設地区)内の下草(落葉・落枝)届出書につきまし  
ては、その内容を適当なものと認め受理します。

記

1 届出を受理した保安林(保安施設地区)の所在

2 採取の期間

(様式51)(要領第33条第1項関係)

保安林(保安施設地区)内植栽照査調書

保安林台帳 整理番号		
保安林の所在場所		市 町 大字 字 郡 村 番他 筆
植栽の 内容	樹 種	
	本 数	
	分布状況	
植栽をしない理由		
処 理 意 見		
照査年月日及び 担当者職氏名		年 月 日 職 氏名



保安林(保安施設地区)内植栽義務例外承認通知書

長野県 指令 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔 法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ 〕

下記の保安林については、指定施業要件に従つて植栽することが著しく困難であるため  
森林法施行規則第72条の規定により、植栽義務の例外を認めます。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長  
〇〇 〇〇 印

記

- 1 保安林の所在場所
- 2 例外を認めた理由



保安林（保安施設地区）内立木伐採許可等事務実施状況表

1 許可（法第34条第1項）

地域振興局

区 分		申 請		許 可		不許可		備 考
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
皆 伐	1～3号							
	4号以下							
	小 計							
択 伐	1～3号							
	4号以下							
	小 計							
合 計								

2 協議（省令第60条第1項第10号）

区 分		協 議		同 意		不 同 意		備 考
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
皆 伐	1～3号							
	4号以下							
	小 計							
択 伐	1～3号							
	4号以下							
	小 計							
間 伐	1～3号							
	4号以下							
	小 計							
合 計								

3 届出

(1) 法第34条の2第1項に係る択伐の届出

区 分	届 出		計 画 変 更 の 命 令		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
1～3号					
4号以下					
計					

(2) 法第34条の3第1項に係る間伐の届出

区 分	届 出		計 画 変 更 の 命 令		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
1～3号					
4号以下					
計					

(3) 省令第60条第2項に係る届出

区 分	件 数	伐 採 面 積	備 考
1～3号			
4号以下			
計	0	0	

4 照査

区 分	件 数						植 栽	計	備 考
	法第34条第8項の届出	法第34条の2第1項の択伐届出	法第34条の3第1項の間伐届出	省令第60条第2項の届出	省令第60条第1項第1号及び2号				
1～3号									
4号以下									
計									

(備考) 1 保安林、保安施設地区ごとに作成すること。

2 許可及び協議の「面積」欄は、単位をヘクタール（小数点第4位）。なお択伐による立木の伐採の場合は択伐を実施した区域の面積とする。

3 不許可及び不同意にあつては、備考欄へ理由別に件数を記入すること。

5 植 栽

伐採年度	主伐面積		(A)のうち 「植栽完了面積 (B)」	(A) - (B) = (C)
		植栽義務面積(A)		
	ha	ha	ha	ha

(備考)

- 1 主伐が実施された森林について、伐採年度ごとに植栽義務が課せられた森林における植栽の実施状況をとりまとめて記載すること。なお、植栽義務が課せられた森林について必要な植栽が全て完了した伐採年度については、記載を要しない。また、記載にあたっては、伐採年度の古い順に記載すること。
- 2 1でいう主伐には法第34条第1項のただし書き(法第34条の2に係るものを除く。)に係る伐採、及び同条第2項に伴い行なわれる伐採は含めないものとする。
- 3 面積の単位はヘクタール(小数点以下を四捨五入)とすること。
- 4 主伐面積欄は、植栽義務の有無に関わらずそれぞれの年度内に主伐を実施した森林の区域の総面積を記載すること。なお、択伐による主伐の場合は、択伐を実施した区域の面積を主伐面積とすること。
- 5 植栽義務面積欄は、主伐面積のうち、指定施業要件により植栽義務が課せられている森林の区域を記載すること。
- 6 植栽完了面積欄は、植栽義務面積のうち、調査年度までに植栽が実施された森林の区域の総面積を記載すること。
- 7 主伐跡地において残存木が有る確な更新が確保されているなどの理由により、植栽を要しないとした面積については、便宜上、植栽完了面積に含めることとする。

保安林（保安施設地区）内作業許可事務実施状況表

1 許可（法第34条第2項）

地域振興局

区分	行為の種類	申請件数	許可		不許可		備考
			件数	面積	件数	面積	
1～3号							
4号以下							
合計							
合計							

2 協議（省令第63条第1項第5号）

区分	行為の種類	協議件数	同意		不同意		備考
			件数	面積	件数	面積	
1～3号							
4号以下							
合計							
合計							

3 届出（省令第63条第2項）

区分	行為の種類	件数	備考
1～3号			
4号以下			
合計			
合計			

4 照査

区分	件数			備考
	許可期間の満了等	省令第63条第2項の届出	省令第63条第1項第1号及び第2号	
1～3号				
4号以下				
計				

- (備考)
- 保安林、保安施設地区別に作成すること。
  - 行為の種類欄は、「立竹の伐採」、「立木の損傷」、「家畜の放牧」、「下草の採取」、「落葉の採取」、「落枝の採取」、「土石の採掘」、「樹根の採掘」、「開墾その他の土地の形質変更」の区分により記入すること。
  - 面積の単位はヘクタールとし、小数点第4位まで記入すること。
  - 許可又は協議において「開墾その他の土地の形質変更」がある場合は、付表「開墾その他の土地の形質変更の内訳表」を作成すること。

開墾その他の土地の形質の変更の内訳表(許可・協議)

地域振興局

区分	行為の目的		件数	備考
森林の施業・管理に必要な施設	林道		( )	
	作業道			
	作業用索道			
	その他(木材集積場、歩道等)			
	小計			
	農道			
	その他(木材集積場、歩道等)			
	小計			
	計 ①			
森林の保健機能の増進に資する施設 ②				
森林の有する保安機能を維持・代替する施設 ③				
その他	小規模な施設	線的なもの	水路	
			へい・柵	
			その他	
			小計	
	小規模な施設	点的なもの	標識・標示板・墓碑	
			電柱	
			百葉箱・雨量計	
			送電用鉄塔	
			無線施設	
			水道施設	
			簡易な展望台	
			その他	
	小計			
	一般的な変更行為			
	計 ④			
合計 ⑤ (①+②+③+④)				
解除予定保安林における作業許可 ⑥				

- (備考)
- 様式第14号の許可・協議別に作成し、表題の該当する項目に○印を付すこと。
  - 行為の目的が林道については、車道幅員が3mを超え4m以下のものを括弧内へ内数で記入すること。
  - ⑤と⑥を足した件数は、様式第14号の「行為の種類」欄の「開墾その他の土地の形質の変更」の件数と一致すること。
  - 複数の行為の目的に係るものについては、主たる目的を記載すること。
  - 解除予定保安林における代替施設の設置等のための作業許可は、その行為の目的の種類にかかわらずすべて「解除予定保安林における作業許可」欄に記載すること。



(様式57)(要領第34条第2項関係)

保安林（保安施設地区）内違反行為及び是正措置事務実施状況表

区分	整理 番号	発生 年度	市町村名	違反 条項	行為 の種 類	違反 者	面積	原因	違反是正処置別件数					経過監 視中	過去の 違反行 為処置 の有無			
									行政 指導	監督処分						行政 代執 行	告発	罰則
										中止 命令	造林 命令	復旧 命令	植栽 命令					

(備考)

- 1 区分は、保安林又は保安施設を記載すること。
- 2 違反条項、行為の種類、違反者、原因はコード表より記載すること。
- 3 面積欄は、件数を上段に面積(単位はヘクタール、小数点第4位)を下段に記載すること。
- 4 法第34条第1項違反又は法第34条の2第1項違反及び法第34条の3第1項違反と、法第34条第2項違反が重複する場合は、それぞれ違反行為欄の上段に( )を付して内書きすること。
- 5 1つの違反について、監督処分が重複してなされた場合においても、それぞれの命令ごとの件数に含めること。



(様式57)(要領第34条第2項関係)

<違反条項コード表>

条項	コード
法第34条第1項(条件違反を含む)	1
法第34条第2項(条件違反を含む)	2
法第34条の2	3
法第34条の3	4
法第34条の4	5

<行為の種類コード表>

立木の伐採関係	
区分	コード
主伐(皆伐及び択伐)	1
間伐	2
林道の開設・改良等のための伐採	3
作業道等搬出施設の設置等のための伐採	4
盗伐	5
支障木の伐採	6
その他施設等の設置のための伐採	7
廃棄物の投棄のための伐採	8
土砂の投棄のための伐採	9
その他	10

作業許可関係

区分	コード
林道の開設・改良等	11
作業道等搬出施設の設置等	12
予定保安林における代替施設の設置	13
道路の開設・改良等	14
土石、土砂等の採取	15
盗掘・盗採	16
その他施設等の設置	17
廃棄物の投棄	18
土砂の投棄	19
その他	20

<原因コード表>

原因	コード
保安林との認識欠如	1
区域誤認	2
必要な手続の無知又は誤解	3
届出・許可・協議の失念	4
許可内容の誤認	5
盗伐・盗掘・不法投棄	6
その他	7

<違反者コード表>

違反者	コード
個人の森林所有者	1
会社	2
個人(森林所有者以外の者)	3
森林組合	4
森林管理局	5
国(森林管理局除く)	6
都道府県	7
市町村	8
不明	9
その他	10

特 定 保 安 林 ( 指 定 年 度 別 総 括 表 )

地域振興局

森林計画 区名	特定保安 林の指定 年度	前年度末現在において 有効な特定保安林		前年度末現在において有効な 要整備森林の整備状況				解除済みの要整備森林の状況			
		地区数	面積	左のうち整備済				左のうち整備済			
				箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積

(備考)

- 1 「前年度末において有効な特定保安林」欄には、前年度末時点において解除されていない特定保安林の地区数及び面積を記載すること。
- 2 「前年度末において有効な要整備森林の整備状況」欄には、地域森林計画において定められている(=登載中)要整備森林について記載すること。
- 3 「解除済みの要整備森林の状況」欄には、前年度末現在において有効な特定保安林において実施すべき施業が実施され、又は要整備森林の指定を継続することが適切でないものとして地域森林計画の樹立又は変更の際に要整備森林から外した森林について記載すること。
- 4 要整備森林の「整備済」の欄については、治山事業の森林整備により実施した場合は、上段( )書き外数として記載すること。
- 5 面積は単位をヘクタールとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(様式57の3)(要領第34第2項関係)

保安林指定・解除に係る森林地理情報システム（森林GIS）更新報告表

地域振興局

保安林指定又は解除の別	森林GISの保安林情報更新状況			備考
	確定件数 (A)	森林GIS更新件数 (B)	未処理件数 (A) - (B) = (C)	
指定				
解除				

(備考)

1 報告年度及びそれ以前の年度に確定した件数の内、森林GISの更新が未処理のものは、備考欄に確定通知の文書番号、確定年月日、市町村名を記入すること。

指 示 票	
年 月 日	
保安林種	〇〇〇〇保安林
か 所 名	
指 示 者	
受 領 者	
指示事項	
<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	

注意事項

- 1 行為の中止を必ず指示すること。
- 2 現地の状況から判断して災害発生の危険性が高いと判断される場合は、応急防災措置の実施について、期限を定めて的確に指示すること。
- 3 受領者欄に必ず違反行為者の記名をさせ、写しを手渡すこと。

(様式59)(要領第35条第3項関係)

保安林(保安施設地区)内違反行為調書

保安林の所在場所	市 町 大字 字 番他 筆 郡 村
保安林の指定の目的 (指定年月日)	
違反行為者(指示者) 住所・氏名	
違反行為の概要	
行為者への指示内容	
今後の措置	
調査年月日(時)	年 月 日 (午前・午後 時 ~ 時)
調査者職・氏名	職 氏名 印 職 氏名 印

注意事項

位置図、森林計画図、現況写真、指示票等を添付すること。

## 保安林(保安施設地区)内復旧措置計画書

年 月 日

地域振興局長 様

違反行為者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号の指導に従い、保安林(保安施設地区)  
内の復旧措置計画を下記のとおり提出します。

記

1 保安林の所在場所

2 復旧措置計画の内容

3 復旧措置の着手及び完了予定年月日

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

(1)復旧措置計画図

(2)工事工程表

(3)始末書(又は顛末書)

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内復旧措置行為の着手について(通知)

年 月 日付けで提出のありました保安林(保安施設地区)内復旧措置計画書の内容に基づき、速やかに復旧措置行為に着手してください。

なお、実施にあたっては下記の事項に留意してください。

記

- 1 復旧措置計画の内容に変更が生じる場合は、事前に協議し、指示を受けること。
- 2 行為が完了したときは、「復旧措置行為完了届出書」を提出し、完了確認を受けること。

注意事項

「復旧措置行為完了届出書」様式を添付すること。

保安林(保安施設地区)内復旧措置行為完了届出書

年 月 日

地域振興局長 様

違反行為者

住 所

氏 名

〔 法人又は公共団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で着手の指示のあつた保安林(保安施設地区)  
内の復旧措置行為については、下記のとおり完了しました。

記

1 保安林の所在場所

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1)復旧措置計画図(当初計画の変更があつた場合)

(2)竣工写真



第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内復旧措置行為の手直しについて(通知)

年 月 日付けで完了の届出のあった保安林(保安施設地区)内復旧措置行為について、年 月 日に完了確認をした結果、下記のとおり手直しの必要がありますので、速やかに実施してください。

記

1 手直しの内容

2 手直しの完了期限 年 月 日

3 手直しが完了した場合は、再度「復旧措置行為完了届出書」を提出し、完了確認を受けること。

注意事項

手直しの内容が多岐にわたる場合は、適宜図面等を添付し、具体的に指示すること。

(様式64)(要領第36条関係)

長野県 達 第 号

( 住 所 )

( 氏 名 )

〔法人にあつては、所在地及び名称。但し地方  
公共団体にあつては名称のみ〕

森林法(昭和26年法律第249号)第38条第1項(第2項・第3項・第4項)の規定により中止(造林  
復旧・植栽)することを命じます。

年 月 日

長野県〇〇地域振興局長  
〇〇 〇〇 印

記

1 命令に係る保安林の所在場所

2 命令の内容

3 理 由

4 この処分について不服がある場合には、その処分のあつたことを知った日の翌日から  
起算して、60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、  
長野県知事に審査を請求することができます。

第 号  
年 月 日

林 務 部 長 様

長野県〇〇地域振興局長

保安林(保安施設地区)内の重要な違反行為について(報告)

このことについて、別添違反行為調書のとおり重要な違反行為が発生しましたので長野県保安林関係事務取扱要領第36条の規定により報告します。

記

重要な違反行為と判断した理由

森林法第198条(第202条・第206条第1項第5号)に抵触するため

注意事項

次の書類を添付すること。

- 1 違反行為調書
- 2 経過書
- 3 違反行為者に対して発した監督処分達書、指導文書等の写し
- 4 位置図、森林計画図
- 5 現況写真
- 6 その他の関係書類

第 号  
年 月 日

検察官(司法警察員)様

長野県知事 ○○○○

告 発 状

下記の被告発人は、森林法(昭和26年法律第249号)に違反している事実が認められますので、刑事訴訟法第241条の規定に基づき告発します。

記

- 1 被告発人住所氏名
- 2 犯罪となる事実の行われている場所及び面積
- 3 犯罪となる事実の始期及び終期
- 4 告発の事実
- 5 罪名及び罰条
  - (1) 罪名
  - (2) 罰条
- 6 証拠資料

(様式67)(要領第43条関係)

保安林台帳			整理番号		
所在場所	流域名		森林計画区名		
森林所有者					
住所氏名					
当該森林に関する登記済の権利	権利の種類				
	権利者住所氏名				
申請者住所氏名					
指定の目的					
面積	全面積	不動産登記簿 (ha)		実測又は見込 (ha)	
	保安林面積	不動産登記簿		実測又は見込 (ha)	
指定手続きの経過	法第47条の適用の有無	なし			
	申請年月日	年 月 日	進達年月日及び番号	第 号 年 月 日	
	法第29条の通知年月日及び番号	林整治第 号 年 月 日	法第30条の告示年月日及び番号	長野県告示第 号 年 月 日	
	法第30条の掲示年月日及び番号	第 号 年 月 日	法第30条の通知年月日及び番号	第 号 年 月 日	
	異議意見及び意見の聴取会	異議意見書提出年月日	年 月 日		
		異議意見の概要			
		意見の聴取会実施年月日及び場所			
	異議意見提出人陳述の要旨				
	法第33条第1項の告示年月日及び番号	農林水産省告示第 号 年 月 日	法第33条第1項の通知年月日及び番号	林整治第 号 年 月 日	
	法第33条第3項の通知年月日及び番号	第 号 年 月 日			

指定時の現況	地況	位置		地質		土壌	
		傾斜(度)		標高(m)		降水量(mm/年)	
林況	樹種及び混交歩合			林齢(年)		疎密度	
		蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		下層植生		生育状況	
その他	無立木地面積(ha)			崩壊地面積(ha)			
指定事由							
指定施業要件の内容及び施業等の沿革	附表のとおり						
他の法令との関係							
保安施設地区台帳整理番号							
備考							



保安林台帳附表

1 指定施業要件の内容

保安林台帳附表		台帳整理番号		整理番号		
1 指定施業要件の内容		内容				
決定又は変更年月日	同一の単位とされる保安林の地番	立木の伐採		植栽		
		方法	限度	方法	期間	樹種
				<p>満1年以上の苗を、おおむね、1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。</p>	<p>伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という）がなされていた場合においては、当該許可等がされた区域内において当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない。</p>	

(様式67の3)(要領第43条関係)

イ 立木の伐採

作成 年月日		作成者印	
台帳 整理番号		整理番号	

実行年度	所在場所		伐採の方法	伐採立木の樹種 及び年齢	伐採面積又は 伐採立木面積	備考
	字	地番				



(様式67の4)(要領第43条関係)

ロ 植栽

作成 年月日		作成者印	
台帳 整理番号		整理番号	

実行年度	所在場所		植栽の方法	植栽の時期	樹種	面積	備考
	字	地番					



(様式67の6)(要領第43条関係)

二 保安施設事業

作成 年月日		作成者印	
台帳 整理番号		整理番号	

実行年度	所在場所		施業の内容	備考
	字	地番		

## 保安林台帳利用申請書

年 月 日

〇〇地域振興局長 様

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

保安林台帳等を利用したいので次のとおり申請します。

### 1 利用の内容

所在地 又は 台帳番号	閲覧、複写の別

### 2 利用の目的

---

### 3 確認書類(該当する書類に○をする)

#### (1)権利者の場合

身分証明、運転免許証、法人登記簿謄本(行政機関を除く)、土地登記簿謄(抄)本、固定資産税課税証明書、その他( )

#### (2)代理人の場合

権利者本人の同意があり、同意を得ていることを証明する書類及び(1)の書類

#### (3)権利者以外の場合

確認書類は不要

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 様

長野県知事 〇〇 〇〇

特定保安林の指定について(通知)

下記の保安林について、農林水産大臣から別紙のとおり森林法(昭和26年法律第249号)第39条の3第1項の規定により、特定保安林に指定した旨の通知がありましたので、関係書類を添えて通知します。

記

- 1 特定保安林の所在場所
- 2 保安林の指定の目的
- 3 指定年月日
- 4 公表年月日

注意事項

当該通知には次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣の指定通知の写し
- 2 官報の写し
- 3 特定保安林指定区域図

第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

林 務 部 長

特定保安林の指定について(通知)

下記の保安林について、農林水産大臣から森林法第39条の3第1項の規定により特定保安林に指定した旨の通知がありましたので御了知ください。

記

- 1 特定保安林の所在場所
- 2 保安林の指定の目的
- 3 指定年月日
- 4 公表年月日

注意事項

当該通知には次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣の指定通知の写し
- 2 官報の写し

(様式71)(要領第48条第1項関係)

要 整 備 森 林 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

長野県知事 ○○ ○○

地域森林計画の樹立(変更)に伴い、あなたが保有する森林について、下記のとおり森林法(昭和26年法律第249号)第39条の4第1項第1号の要整備森林として定めましたので通知します。

記

- 1 要整備森林の所在場所
- 2 要整備森林の面積
- 3 実施すべき施業の方法及び時期
- 4 その他必要な事項

この通知書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を報告してください。

注意事項

- 1 当該通知書には次の書類を添付すること。
  - (1) 森林計画書の該当頁の写し
  - (2) 森林計画図(要整備森林の区域を明示したもの)

(様式72)(要領第48条第2項関係)

年 月 日 第 号

地域振興局長 様

林 務 部 長

要整備森林に係る通知について(通知)

森林法第39条の4第1項の規定により定めた要整備森林の内容について、別添のとおり森林所有者等へ通知しましたので、当該要整備森林において適切な施業が行われるよう森林所有者等への指導をお願いします。

注意事項

1 要整備森林通知書の写しを添付すること。



施 業 実 施 勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

年 月 日付け 第 号により通知した要整備森林について未だ通知の内容に従って施業が行われていませんので、森林法(昭和26年法律第249号)第39条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告に係る森林の所在場所
- 2 勧告に係る森林の面積
- 3 勧告の内容
  - (1) 地域森林計画で定める実施すべき施業の方法
  - (2) 勧告に際し定める実施期限
- 4 その他必要な事項  
この勧告書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を報告してください。

注意事項

- 1 当該勧告は、要整備森林について定められている造林、保育、伐採その他の施業の区分ごとに行うものとする。
- 2 勧告に際し定める実施期限は、施業の時期、準備期間等を考慮して概ね6ヶ月から1年の範囲内で定めるものとする。

権 利 移 転 等 勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

長野県〇〇地域振興局長

年 月 日付け 第 号により勧告した要整備森林について未だ  
勧告の内容に従って施業が行われていませんので、森林法(昭和26年法律第  
249号)第39条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告に係る森林の所在場所
- 2 勧告に係る森林の面積
- 3 勧告の内容
- 4 協議の相手方
  - (1) 住 所
  - (2) 氏名又は名称
- 5 その他必要な事項  
この勧告書に従って施業を実施したときは、遅滞なくその旨を報告してください。

注意事項

- 1 勧告の内容は、当該勧告が権利移転と施業委託のどちらの協議に関するものかを記載すること。
- 2 当該勧告は、権利移転等に関し協議を行うべき相手方を指定できない場合には省略できるものとする。



(様式76)(要領第56条第1項関係)

第 号  
年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター  
長野水源林整備事務所長 様

長野県知事 ○○○○ 印

国立研究開発法人森林研究・整備機構分収造林契約対象地の確認について

下記により申請のあった森林総合研究所分収造林契約対象地の確認については、別添のとおり「森林総合研究所の締結する分収造林契約の対象地について」(昭和36年8月2日付36林野政第2246号)の「選定基準及び分収造林契約締結の要領」の1の(1)((2))の基準に適合することを確認しました。

(様式77)(要領第56条第2項関係)

第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

林 務 部 長

国立研究開発法人森林研究・整備機構分収造林契約対象地の確認について(通知)

このことについて、別紙のとおり回答しました。

注意事項

- 1 回答書(写)、森林計画図を添付すること。